

平成 26 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「『平成 26 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	1
2	「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について	3
3	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	
	(1) 三重県総合文化センター	7
	(2) 三重県環境学習情報センター	11
	(3) みえ県民交流センター	17
	(4) 三重県交通安全研修センター	21
4	三重県総合文化センターに係る指定管理候補者の選定過程の状況について	27
5	新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について	35
6	三重県総合博物館（M i e Mu）について	37
7	地球温暖化対策の取組について	41
8	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告等について	45
9	三重県男女共同参画施策の年次報告について	51
10	次期三重県消費者施策基本指針の策定に向けた基本的な考え方について	57
11	三重県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定について	63
12	R D F 焼却・発電事業について	69
13	各種審議会等の審議状況について	73
別冊 1-1	新しいみえの文化振興方針（仮称）案	
別冊 1-2	新しいみえの文化振興方針（仮称）（答申）	
別冊 2-1	三重県気候変動影響レポート 2014～ここまで進んできた温暖化～（案）	
別冊 2-2	地球温暖化問題に対する県民・事業者の意識実態調査報告書	
別冊 3	2014(平成 26)年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動 プラン年次報告	

平成 26 年 10 月 3 日

環境生活部

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
132	交通安全のまちづくり	環境生活部	「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が施行され、飲酒運転違反者に対する受診義務が始まっているが、まだまだ意識の定着がなされておらず、今後一層の適切な運用に取り組まれたい。	規範意識の定着に向け、7月13日に開催した条例施行1周年記念フォーラムを契機として、県内各地で飲酒運転0（ゼロ）をめざす啓発事業を実施し、広く県民に対して意識の啓発を行っていきます。 また、再発防止のための飲酒運転違反者に対する受診義務については、違反者等を対象とした相談や指導を行い、適切に運用してまいります。
			信号機の新設や横断歩道の設置については、公安委員会との調整のなかで、なかなか進展しない状況であり、市町の要望などを十分に把握し、適切に取り組まれたい。	道路管理者、警察当局、地域住民で十分に話し合い、市町からの要望に対応していきます。
152	廃棄物総合対策の推進	環境生活部 廃棄物対策局	RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等との検討については、県も含めた全体で協議するとともに、関係市町等の理解が得られるように取り組まれたい。	それぞれの地域の状況をふまえ、新たなごみ処理体制の構築に向けて、市町とともに取り組んでいるところです。引き続き、県として、しっかりと役割を果たしていきたいと考えています。
211	人権が尊重される社会づくり	環境生活部	人権侵害に関わる事象については、地域と連携し、現場の状況をしっかりと把握したうえで、総合的かつ効果的に取り組まれたい。	人権侵害に関わる事象については、的確に状況確認を行ったうえで課題を整理し、関係機関等と連携して適切に取り組んでいきます。
212	男女共同参画の社会づくり	環境生活部	女性委員の登用については、行政委員会での登用をはじめ、出来れば県庁幹部職員への積極的な登用についても、県としてしっかり取り組まれたい。更に、民間企業への働きかけについても積極的に取り組まれたい。	各部局に対しては、女性委員の登用を強く働きかけており、登用率の低い審議会等には個別に確認する等の対応をしています。 また、県庁職員については、人事異動方針に、「女性登用の推進」の項目を掲げ、女性職員の積極的な登用および幅広い分野への配置に努めています。 さらに、民間企業に対しては、今年度から経済団体等と連携し、女性登用を働きかけるとともに、女性が働きやすい環境づくりを進めています。
			県民指標「男女が平等になっていると思う人の割合」については、「なぜそう思うか」にまで切り込んで調査するなど、丁寧な分析調査を行うことで課題を整理し、それらの解決にむけて取り組まれたい。	e-モニターによるアンケート調査では、各人の思いまで詳細に把握することはできませんが、今年度の調査に当たっては、設問の仕方を工夫し、丁寧な分析を行っていきます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	最近、中国人居住者が多くいるにもかかわらず、多言語ホームページは現状で作成されていない。外国人住民の現状やニーズに合わせて改廃されるよう取り組まれたい。	外国人住民が日本（三重県）で生活していくうえで必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、多言語ホームページで、外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供しています。現在は、ポルトガル語・スペイン語・英語・日本語の4言語に対応していますが、中国語など他の言語についても検討してまいります。 なお、中国人居住者につきましては、現在、生活全般にわたる総合相談において電話対応を実施しており、今後も状況に合わせて対応していきます。
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	環境生活部	資金調達の仕組みづくりが大きな課題であるなか、特にNPOと地縁団体との連携による取組の視点も重要であり、先行して取り組んでいるNPOの情報発信と、県の関わりについても明確にして取り組まれたい。	NPOが活動を継続していくうえで、資金の確保は重要な課題と考えており、先行事例を紹介するなかで、地縁団体との連携についても促進していきます。

2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

施策212：男女共同参画の社会づくり

基本事業	事務事業	ご意見
1 21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	男女共同参画連絡調整事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●市町の取り組みが弱いために活動指標の目標値が達せられていないといった側面もあるが、府内においては、特に一方の性の登用率が低い附属機関の所管課に対しては、原因と改善策の公表を求めるなど、より強く働き掛けてはどうか。 ●予算額に対して決算額がおおむね2/3となっている。このことが、結果として事業の進捗・結果にどのような影響があったのか、分析がなされるべきものと考える。 ●性別の割合に偏りがないように4/10の割合を設定しているが、テーマによってはその割合にこだわらなくてもよいと思う。そもそも審議会の委員の総数が限られている場合もあるし、割合にこだわってしまうと、そのテーマに合わない人を無理やりいれないといけない状況になりかねない。結果的には議論すべき目標から考えると、全く有効でない。 ●参加率促進への工夫としての提案（特に、一般公募枠の女性委員の参加を促すため） <ul style="list-style-type: none"> ①例えば、若い女性の公募委員を増やすためならば、就職や転職のときに役に立つ証書を発行して渡してはどうか。また、そのような制度があることを、普段から市民レベルで目につくように広報・宣伝してはどうか。 ②審議会はスケジュールが拘束されるので、もし一般の子持ちの主婦を対象とするのならば、保育所を無料で一時利用できるようにするようなことはどうか。介護に携わっている人なら、一時的な訪問介護無料券を配るのも有効ではないか。 ③一般公募枠には、「初心者OK」ということを、わかりやすくちゃんとアナウンスすることが大事。素人の女性が行政の施策云々を男性と対等に発言するのはハードルが高い。堅苦しい肩書きだと、それだけで敬遠する人は多いと思われる。 ④一般に女性の政治に関わる意識が低いのは、「政治に関与していることが市民として望ましい姿である」という認識が弱いからだと思う。行政としてはその意味でのアプローチ方法を考えていく必要がある。一般公募委員の提案がどの程度実現されているかを知らせるのも重要である。 ●市町のあいだで審議会等における女性登用率にばらつきがある。目標値を上回る実績を残すためには、市町（とくに数値が低い市町）への働きかけを今まで以上に積極的に行っていく必要がある。 ●県の審議会等でとくに女性委員の比率の少ないもの（女性が1名以下、もしくは10%以下）については、委員の改選期をねらって担当部局への強い助言・指導を行ってほしい。
2 21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	男女共同参画センター事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●指標は参加率となっているが、むしろ、平成22年度：159人、平成23年度：132人、平成24年度：171人に対して平成25年度84人と、平成25年度に男性の参加者数が激減したことが問題ではないか。平成24年度はゲストが男性客を呼びやすかったので特別に男性の参加率が高かったということにとどまらない原因があるのではないか。その分析に踏み込んで、男性への男女共同参画に向けた意識の改善につながる効果的な啓発のあり方を検討してほしい。 ●男女共同参画フォーラムのに参加する人はそもそもかなり関心度が高い人だと思う。この施策を本気で達成するには、そうではない人をターゲットにすべきではないか。 ●参加率促進への工夫としての提案 <ul style="list-style-type: none"> ①フォーラムの内容は女性視点でのものとなりがちであり、大抵男性の居心地が悪くなるテーマだと思う。フォーラムの内容として、男性がもっと子育てに積極的に参加するための、仕事とのバランスの取り方について男性目線で議論したりするはどうか。例えば、当事者世代の県職員30-40代の男性が中心となって企画案を考え、これなら興味あると思うテーマで男性視点で実施するはどうか。 ②行政がわかりやすく社会的に評価してあげることが必要。「男女共同参画フォーラムに参加していること=先進的でかっこいい」といった、まわりから評価されるように、参加者自身が感じられるような仕組みが必要。 ●フォーラムの男性参加率については、目標値(H25: 43.0%)の設定が少し高すぎるようにも思う。ただ、設定した以上は、今後、男性参加率をのばすため、さらには男性参加者の満足度を上げるために方策を男女共同参画センター（フレンテみえ）と連携しながら、考えてもらいたい。

3	女性に対する暴力防止総合推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待等と同様に、DVが疑われる事案を目にした場合に、市民がためらいなく通報・相談できるような体制・環境の整備も必要なのではないか。 ●「女性に対する暴力防止総合推進事業費」と「女性相談事業費」は所管部署および対象が異なるため、分けて行っているとの説明だったが、事業内容からすると分けることの意義がわからない。むしろ、関連性の高い事業なので所管部署を超えたプロジェクトチームを形成してそのチームで対応するのが効率的ではないか。 ●DVを受けている外国人女性が多いことから、翻訳・通訳に事業費を充當しているとの話だったが、むしろそのような仕事を通じて積極的に外国人のボランティア活動を促すことができると思う。県内に在住する外国人の孤立化を防ぐことにもつながるし、外国人本人にとっても地域から自分が必要とされていることを実感できるきっかけにもなるのではないか。
21204 性別に基づく暴力等への取組	女性相談事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●男性から女性、女性から男性のみならず、近年では同性パートナー間でのDVもあると聞く。こうした事案では、偏見を恐れて、よりいっそう被害者が相談しづらいために一人で抱え込んでしまう事態も想定されるので、同性パートナーからの被害者の相談対応や一時保護ができる環境・体制づくりについても、課題として検討してほしい。 ●DV被害者は多くの場合、その子どもにも児童虐待のようななんらかの課題があつたりする。例えば、児童相談所などの関連部署との連携はどのようにとっているのか。DV、児童虐待、介護問題など家庭内のさまざまな問題は、それぞれの所管部署だけの対応では本質的な解決にいたることは難しいと考える。
4	DV対策基本計画推進事業費	
5		

4	施策に関する総括的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ●県民指標の数値は他県の調査とは単純比較できず、また、調査手法としても数パーセントの違いは統計的に有意な差とは捉えにくく、指標の設定に無理があったように思われる。この指標を前提とするとC判定ということになるのかもしれないが、それは必ずしも三重県における男女共同参画の社会づくりの取組実態を反映していないのではないか。女性の有業率の平準化や、県内企業のポジティブアクションの導入率、男性従業員の育休取得率、あるいは「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事表彰を受けている企業数などの推移から、総合的に施策の進展度を評価できるような指標を、次期計画においては期待したい。 ●県民指標として「社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合」として目標値を決めているが、対象が社会全体となっているため達成できない理由（世論が盛り上がりなかった等）を最初に提示しているよう指標の設定に問題がある。また行動に結びつかない指標は意味がない。 ●このような意識改革、啓発系の施策目的を達成するには、研修を何回行ったかどうかというような、短期ですぐ成果が見えるものだけではなく、長期的な観点から本来的にあるべき姿に近づけていくような対策が求められる。 ●事業間の連携を取る体制になっているか。男女共同参画の社会を作っていくためには、子育て支援事業や介護などの分野、企業・雇用部門、さらには学校教育部門まで、あらゆる関連部署との連携が必要だと思う。 ●e-モニターによるアンケート調査は、簡単かつ安いという利便性はあるが、回答者が偏る可能性がある。ネット調査はランダムサンプリングではない。そのため、得られた回答者の意見は母集団としての全県民を代表するものとなっているか。施策を評価するツールとして相応しいものか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒最近は米国などの調査方法論研究者たちは、面接調査法や郵送調査法との併用を推薦しているようである。 ⇒県民意識調査を社会学系の大学や、統計数理研究所のような調査研究所との連携で行えば、費用も節約できるし、学生の実習にもなるので、互いにとって有効ではないか。 ⇒比較対象レベル（例：国、他県）を想定した調査項目にしないと、統計的な意味をもたない。 ●男女共同参画フォーラム以外の取り組みへの提案 <ul style="list-style-type: none"> 意識変革には、自分と似かよった境遇の他人の体験が効果的である。例えば、知事でもよいし、現役世代の県庁職員でもよいが、ロールモデルとするのはいかがか。「主夫ブログ」、「育児日記ブログ」、「介護ブログ」を定期的に配信するのも男女共同参画の意識を高める一つの取り組みになるのではないかと思う。 ●目的と手段の間の合理性の再検討が必要だと思う。この施策の基本事業の目標達成状況が1.00と達成できた場合は、「男女共同参画の社会づくり」が進んだと言えるのか、施策に関する目的と手段の合理性を議論する必要があると思う。次回の事業や目標を設定する際に、活かしてほしい。
---	--------------	--

施策に関する総括的な意見	<p>●施策を評価する県民指標についての再考が必要だと思う。「男女で平等だと思う人の割合」という認知・意識レベル項目で測ることで、本当に男女共同参画の社会づくりにどの程度なってきたかわかるのか。男女共同参画が法律で定まって以来、教育の一環として飽きるほどその重要性と意義についてはたくさん紹介されてきたと思う。問題の所在は、意識レベルでの自覚はあっても行動には結びついてないことがある。むしろ、身近な行動としてどのようなことを行うようになったのか、行動変容レベルで確かめるべきではないか。</p> <p>●男女共同参画の社会づくりが実現するためには、意識改革レベルではなく、男女共同参画を実践しているか、行動にどれだけ結びついているか、その実態を提示することが効果的だと思う。さらに、行政が行うべきことは、機会の平等さ、結果評価にかかる公平性を担保できる仕組み（制度）を作ることだと思う。仕組みの有効性を実感することこそが、真の男女共同参画への意識・行動を変える原動力になると思う。</p> <p>●基本事業21204がなぜこの施策の下位に位置するのかが理解しにくい。</p> <p>●e-モニターで「男女平等である」と回答した者の比率を県民指標の目標値としたことは、県民の意見の代表性という点からも、また国や他県との比較という点からも、少し無理があるように思える。他県と比べても、ユニークな取り組みを数多く実施しており、発信力もある県やセンターのこれまでの成果が正直に評価されていないようにも思う。平成28年度以降、ぜひとも（活動指標も含めた）指標の見直しを検討してもらいたい。</p> <p>●男女共同参画施策は、扱う内容が部局横断的で幅広く、施策としての成果を単年度で数字化しにくい面もある。だからこそ、県としてのプライオリティ（優先度）をきっちり示し、施策の中でとくに優先度の高い重点事業やプロジェクトを数年間、集中的に進めていくことが求められる。他県ではすでに、防災、少子化対策、ワーク・ライフ・バランスの推進、貧困対策など、県として力点を置くべき施策を男女共同参画推進事業として実践している。限られた予算と人員で何を目玉として進めていくのか。また、男女共同参画の視点やマインドをどのように関連事業の中に溶かし込んでいくのか。今後に期待したい。</p> <p>〔基本事業21203「働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進」への再掲事業 「女性の就労支援事業」：施策331「雇用への支援と職業能力開発」－基本事業33102「障がい者、高齢者等の雇用支援」に対するご意見〕</p> <p>●事業目標には、この事業で支援を受けた女性の延べ人数が掲げられているが、実際にこの事業が、女性の就労環境の改善や、女性の新たな就労機会の獲得につながっているのかどうかが分かりにくい。</p> <p>●企業に対する支援が弱い。働く場での女性の地位平等が経済的地位の確立につながる。社会の相当部分を担っている企業のあり方について行政がどのような支援が可能であるか。男女共同企画のセミナーを実施するより効果はあるように思うがどうか。</p>
--------------	--

3(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成25年度分)

<県の評価等>

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)	施設所管部名	環境生活部
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)		
指定の期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日		
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県総合文化センターの管理運営および施設貸出サービス 2 文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) 3 生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機器の貸出等) 4 男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) 5 センターPR事業および文化会館友の会事業等		

2 施設設置者としての県の評価

*指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	A	A			継続して施設案内表示の改善に取り組んでいるほか、省エネおよび光熱費の節減対策として、空調機器の運転方法を見直し、効率的な運転を行った。また、定期的な避難誘導訓練の実施や計画的な修繕の実施など、適切な施設管理を行っている。
2 施設の利用状況	A	A			過去最高となった平成24年度実績に次ぐ施設利用率を達成し、非常に高い水準を維持している。おまかせサービスの充実などきめ細かなサービスによるリピーターの確保に努めている。
3 成果目標及びその実績	A	A			評価指標としている14項目中12項目で目標を達成し、未達成の項目についても、要因分析を行い、サービス改善を図っている。 達成項目は平成24年度から2項目増加した。

*「評価の項目」の県の評価:
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな利用者サービスにより、施設利用率は過去最高を更新した平成24年度に次ぐ利用率を達成し、非常に高い水準を維持している。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者へのアンケート等により利用者ニーズを把握し、サービス改善を図っている。 ・事業部門においては、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として、質の高い公演事業や各種講座、普及・育成事業など幅広く事業を展開しており、事業参加者満足度では、文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センターのすべてで目標を達成したほか、アウトリーチの展開など市町との連携を行っている。 ・文化会館では新たな人材育成の取組として「ミエ・ユース・演劇ラボ」を開始したほか、県と三重大学との実演芸術振興のための連携協定に基づき、大学との共催事業を行った。生涯学習センターでは、アート教育推進を目指した「ミエ・アート・ラボ」を実施し、県内の教育関係者、文化行政関係者等に国内トップレベルの講師陣による研修機会を提供了。また、男女共同参画センターでは、防災を切り口にした新しい人材育成として避難所運営プログラムを実施、総合文化センターを避難所に想定した実践的な講座を行った。 ・M祭、お正月イベント「そうぶんのお正月」、映画祭「そうぶんシネマスクエア」など地域の団体等と連携した事業のほか、社会見学の受け入れや各種ボランティアの活用など、地域に根ざした施設としての取組を行っている。また、東紀州バスターを実施し、より多くの方に利用いただけるよう努めている。 ・省エネルギー対策にも継続して取り組み、ガス使用量の大幅な削減に成功しているほか、設備保守管理委託の見直しを行うなど、効率的な施設維持管理を常に意識して実施している。 <p>以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後も利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけるとともに、複合施設としてのメリットを活かした事業の実施や、県立文化施設等との連携を期待する。</p>

<指定管理者の評価・報告書(平成25年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①三重県総合文化センター管理運営事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務をはじめ、施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業を実施した。来館者アンケート満足度は、過去最高値の92.5%となり、目標値の86%を大きく上回った。
- ・広報活動では、情報誌「Mニュース」のリニューアルに加え、発行部数を従来の21,000部から40,000部に増やし、広報強化にも努めた。センターPR事業として、M祭や映画祭、お正月イベントなどの大型事業の実施や東紀州地域の方々の利便性向上に繋がるバスツアーを4回実施した。
- ・施設貸出サービスでは、新規貸出施設「セッションルーム」の設置、おまかせサービスの充実により、利便性の向上に努めた。これらの取組により、利用者満足度は82.8%、施設利用率は80.1%といずれも目標を上回った。
- ・文化会館事業では、全65プログラムを実施した。「宝塚歌劇」昼夜公演の完売等の効果もあり、ホール公演の平均入場率は目標を達成した。また、「ワンコインコンサート」も年間平均入場者数の記録を更新した。人材育成においては音楽・演劇分野で青少年が参加する「ミエ・ユース・ウインド・オーケストラ」や、新たに「ミエ・ユース・演劇ラボ」を実施した。事業参加者満足度は95.8%となり、目標を達成した。
- ・生涯学習センター事業では、学習ニーズに対応した学習講座や研修会を延べ185講座実施し、延べ18,682人に学びの情報や学習と交流の機会を提供した。また、初めての試みとして教育関係者、文化施設担当者等に向けた「ミエ・アート・ラボ」を実施し、249人の参加があった。
- ・男女共同参画センター事業では、大人女子向けの講座や男女の視点を含んだ防災講座等、新しい人材育成と新規顧客へのアプローチの強化を意識した事業展開を図った。新規参加率は平均45%と高く、新規参加率が60%を超える事業は全体の約40%と、多くの新規層へ啓発を行うことができた。事業参加者数は、22,133人を記録し、過去最高の参加者数となった。
- ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、防災訓練を4回行った。訓練では、出火場所・地震規模等を事前に伝えない方法で行い、より実践的な訓練とした。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・開館19年目を迎え、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕を行い、安心で安全な施設管理に努めた。
- ・照明器具のLED化および空調に関わる電気・ガスの運転方法の見直し等を実施した結果、電気使用量は前年比1.0%増となったが、ガス使用量は16.5%の削減となった。
- ・ユニバーサルデザインの観点から、一部、外国語表記を加えた館内サインに変更した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設作りや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット発売、要約筆記付き事業等を実施した。
- ・男女が性別にかかわりなく個性や能力が發揮できる社会を目指した男女共同参画基本方針を策定しており、理事・評議員・職員の女性登用、職員研修等を実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・県に準じた情報公開実施要項を平成12年度に制定している。なお、平成25年度の開示請求は3件あり、適切に対応した。
- ・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

全館利用率、全館利用者数とも高位で推移した。

	平成24年度実績	平成25年度実績	対前年度比
全館利用率	81.1%	80.1%	-1ポイント
全館利用者数	672,669人	737,513人	+64,844人
文化会館利用率	81.3%	77.4%	-3.9ポイント
文化会館利用者数	494,245人	543,239人	+48,994人
生涯学習センター利用率	85.5%	84.6%	-0.9ポイント
生涯学習センター利用者数	60,079人	62,744人	+2,665人
男女共同参画センター利用率	78.5%	80.7%	+2.2ポイント
男女共同参画センター利用者数	118,345人	131,530人	+13,185人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

秋に複数の全国規模の学会等の利用があり、収入額増となった。

	平成24年度実績	平成25年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	143,877,001	146,688,284	2,811,283
サービス料収入額	4,050,095	4,436,445	386,350
全施設収入額合計	147,927,096	151,124,729	3,197,633

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	763,547,700	762,928,700	事業費	233,190,641	216,257,809
利用料金収入	147,927,096	151,124,729	管理費	880,938,351	846,137,660
その他の収入	173,626,227	179,419,471	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,085,101,023	1,093,472,900	合計 (b)	1,114,128,992	1,062,395,269
収支差額 (a)-(b)	△ 29,027,969	31,077,631			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
(総務部)					
県立図書館を除く年間来場者数	675,000人	737,513人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	86.0%	92.5%
センターHPアクセス数(年間)	195,000件	167,965件	※左記のHPアクセス数はトップページのみの値であり、事業ページに直接アクセスした件数を含めると554,454件である。		
(施設利用サービスセンター)					
施設利用率	75.5%	80.1%	利用満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	82.8%
(文化会館)					
事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	94.0%	95.8%	公演事業入場率	85.0%	85.8%
鑑賞型事業公演全体収支比率	92.0%	105.4%			
(生涯学習センター)					
生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	193,000件	310,805件	主催事業参加者数	9,600人	18,682人
受講者満足度	76.0%	80.0%			
(男女共同参画センター)					
主催事業参加者数	12,000人	22,133人	男女共同参画フォーラム男性参加率	40.0%	32.4%
事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	76.0%	80.0%			
今後の取組方針	・14項目中12項目で目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	A	A	3期目の指定管理期間の4年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	A	従来からのきめ細やかなサービスに加え、新規貸出施設「セッションルーム」の設置、おかげサービスの充実により、利便性の向上に努め、施設利用率80.1%（目標値75.5%）、県立図書館を除く来館者数も737,513人（目標値670,000人）となった。
3 成果目標及びその実績	A	A	成果目標14項目中12項目で目標を達成し、未達成の項目についても要因分析を行い、サービス改善を図っている。 来館者満足度(92.5%)および生涯学習情報提供システムへのアクセス数(310,805件)が過去最高値となつたほか、施設利用率(80.1%)も過去最高値となつた平成24年度に次ぐ高い実績を維持している。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・3期目の指定管理期間の4年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき管理業務、事業展開を行い、目標達成に向けて着実に実績を積み上げた。サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 ・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるよう努めた。 ・お客様の満足度は、来館者アンケート満足度が過去最高値を記録したことを始めとして、いずれの満足度も高い数値を記録し、お客様からの高い支持を得ることができた。 ・文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターの3事業部門においては、従来からの事業を着実に推進しつつ、新しい層の開拓として、文化会館事業では、音楽・演劇分野で青少年が参加する「ミエ・ユース・ウインド・オーケストラ」、「ミエ・ユース・演劇ラボ」の実施により、文化の人材育成に寄与した。生涯学習センター事業では、平成24年度から実施している「みえミュージアムセミナー」により、学習者が地域の博物館を訪れる機会をつくった。男女共同参画センター事業では、企業向けセミナーや働く女性を対象とした講座等の実施により、企業や新規層へのアプローチを強化することができた。 ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、防災訓練を4回行った。訓練では、実態に即した訓練とするため、出火場所・地震規模等を事前に伝えない方法で行った。 ・継続的な課題としては、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体との更なるネットワークの構築があり、今後も推進していく。 ・三重県総合文化センター隣接地に開館する三重県総合博物館と、駐車場の管理・運用方法に関して協議を重ね、これまでの三重県総合文化センターの管理・運営のノウハウを活かした相互利用を行うことにより、来館者の利便性確保を図ることとした。

3(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成25年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名： 環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)			
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木 悟 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)			
指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日			
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)			

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			子ども向け・一般向け・指導者養成の各種講座や出前講座を県内各地域で開催するほか、一般公募事業の開設やイベントの開催・出展、広報誌・SNSサイト等での情報発信等により環境教育および環境保全の普及啓発を行っている。 展示施設等を維持管理するとともに、展示コーナーの活用、貸室やパネル等の環境啓発資機材の貸出業務、図書・資料等の収集・閲覧等も適切に管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B	+		各種講座の実施やイベントの開催等により、環境教育参加者数は平成25年度の目標(26,500人)を上回る31,911人であった。全体としては平成24年度の参加者数に達しなかったが、営業活動に取組み、新たな利用者の開拓と環境教育の対象拡大に取り組んでいる。
3 成果目標及びその実績	A	B			成果目標である「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者育成を目的とした講座受講者数」、「講座参加者の満足度」のすべてにおいて目標を達成している。また、独自で定めた目標「一般県民を対象とした環境学習参加者数」、「『センター通信』等の情報発信数」についても目標を達している。

※「評価の項目」の
県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	県内各地での各種講座の開催やイベントの開催・出展等により、県が成果目標としている「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者育成を目的とした講座受講者数」について、毎年度、目標を大きく上回る成果をあげている。 平成25年度は、新たに地球温暖化が生命等に及ぼす影響に着眼した講座や、かんきょう絵手紙作品の一般公募事業を開設し、身近な環境問題や取組みを事業に組み込んだ事業を着実に実施した。また、年度後半から営業活動にも力を入れ、幼児を対象とした出前講座の増加が、出前講座の全体の利用増加となった。新たな取組みや営業の成果が、今後、さらなる環境学習の対象や地域の拡大につながることが期待できる。 管理業務の実施にあたって、環境へ配慮はもちろん、次世代育成や男女共同参画の視点から誰もが利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、県内各地に出向き県民の平等利用やサービスの向上に貢献している。限られた職員・予算内で実績を延ばしているのは、職員の努力とコスト削減の成果であるが、一方で施設への集客につながるよう、展示コーナーや備品等の活用や、講座修了者や企業・団体等との連携やニーズを踏まえた事業実施が望まれる。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成25年度分)>

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

基本協定書および年度協定書の管理業務(業務計画書)に基づき、センターの維持管理業務、環境に関する各種講座の開催や見学の受入れ、イベントでの普及啓発、「こどもエコクラブ」都道府県事務局としての支援業務などを遂行し、環境教育の普及啓発と県民サービスの向上に努めた。

- ・維持管理業務では、展示室の各種機器の維持管理、貸室業務、図書管理を実施した。環境啓発パネル計31枚、教材キットを計33種64点貸し出した。また、貸室は16回あった。
- ・主催講座84回2,177人、出前155回8,817人、見学・体験55回2,337人、行事32回14,670人の参加があった。なお、講座の開催にあたっては、県内各地の河川で地元学校や地域住民とともに水生生物調査を行ったり、上野森林公园などでバードウォッチングを行うなど、地域の自然の活用や地域や他機関との交流・連携に配慮した。
- ・指導者養成講座は、プロジェクト・ワイルド エデュケーター(一般指導者)養成講習会を行い、8人が受講したほか、三重県教育委員会と共に教員研修を行い、20人が受講した。
- ・環境啓発教育事業は「Mie こどもエコフェア」を開催し、二日間で4,000人の参加があり盛況であった。また「春のキッズエコフェア」では二日間で2,787人、「秋のキッズエコフェア」では二日間で1,429人の参加があった。
- ・「こどもエコクラブ」は、コーディネーター研修会として「こどもエコクラブ市町担当者研修会」を開催し16人が参加したほか、4月に登録メンバーの県内交流会を開催し、年間で68クラブ、登録者数14,229人の入会があった。
- ・公的機関や環境団体が開催する催事や啓発のポスター・チラシをセンター内に掲示するとともに、県内で開催される他団体が主催する研究会や交流広場に出展し当センターの活動を紹介するなど、環境の保全に関する普及啓発に努めた。
- ・環境情報の収集・発信について、新聞などから環境に関する情報の収集に努め、得られた情報は隨時、講座に組み入れるなどして提供した。さらに各種講座・イベントの開催案内を、チラシの配布や報道機関への資料提供により積極的に行った。また、年に4回発行している情報誌「環境学習みえ」では、毎回特集で環境の保全に従事する方にスポットを充て紹介した。そのほかメールマガジン、ホームページ、SNSサイト「facebook」を運用し、広報、情報発信に努めた。
- ・地球温暖化の影響と思われる私たちの命を脅かす災害が増えているのを受け、環境の面から命の大切さを知ることを目的にし、『いのちと環境』をテーマに「きらら環境アカデミー」を開設した。11月は森林、3月は3Rについて、各回テーマに沿った講座・体験・展示等を同日、同時期に実施し、370人が参加した。
- ・一般公募事業として、かんきょう絵手紙事業を開設し、タイトルを「届けよう！私のちょっとエコ」とし、絵手紙作品を募集した。環境をテーマに、身近な生活の中から感じたことを、絵と言葉にすることで、環境に対する思いが深まるなどを狙いとしたもので、合計616作品の応募があった。優秀作品はイベントで表彰するとともに、県内各地に巡回展示を行った。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・分析実習室の既存モニター等の映像機器は、講座等の実施に不可欠な機材であるが、平成11年の開館時に整備されたものであり、経年劣化や、視聴覚機器の進化に対応できることにより不具合や故障が生じているためのため、大型モニター2台、ブルーレイ・DVDレコーダー、書画カメラの更新を行った。
- ・研修室、実習室、展示コーナー、図書コーナーなどの点検整備や、チラシなどの掲示物の整理整頓を毎日、巡回し適正な維持管理に努めた。
- ・県備品、図書の適正な維持管理を行った。
- ・貸出し用環境啓発パネルおよび教材キットの適正な整備、管理を行った。

③ 施策への配慮に関する業務

人権尊重社会の実現への取組

- ・聴覚の不自由な方のために受付で筆談ができるようにしている。
- ・当センターにおいて、各講座を企画する際、安全等十分検討したうえで、県民のかた一人一人に平等に講座を受ける機会が与えられるよう配慮している。

男女共同参画社会実現への取組

- ・三重県共同参画センターの事業「フレンテまつり」へ参加出展を行った。
- ・センターのイベント開催時は、乳児連れの参加者を想定し、授乳室を用意した。

持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

- ・環境学習指導者養成の中で、「持続可能な社会を目指す人づくり講座<ESD入門>」を、12月1日に実施し、12人の参加があった。

次世代育成支援対策への取組

- ・次世代を担う子供たちの育成として「子供向け環境講座」を年3回実施した。
- ・夏休み期間中に「夏休みこども環境講座」を、10回開催した。
- ・小学校高学年を中心に施設見学と体験学習を行い、年間32回、1,849人の参加があった。
- ・学校、幼稚園、保育園に出前講座を行った。特に今年は、幼児に向けた啓発事業として、出前講座に力を年間84回、6,428人の参加があった。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適切に対処し、平成25年度においての情報公開開示請求はなかった。
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適切な管理を行った。
- ・県が実施する、情報公開・個人情報保護制度研修会に参加した。また社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤ その他の業務

- ・来館者向けの休憩場所として、簡易飲料施設・エコカフェ（丸テーブルに椅子4脚を常備）の運営を行い、来館者の方に、自由にお茶とインスタントコーヒーを飲んでいただけるよう配慮した。
- ・「今月の企画展示」として、環境に関係した取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等の活動紹介を月替わりで行った。
- ・近隣3施設（四日市市ふれあい牧場、四日市スポーツランド、四日市市少年自然の家）と協力し、春・秋の「ワクワクふれあいまつり」を同日開催した。月1回会議を行い、イベント告知チラシを共同で作成し、駐車場対策としてループバスを運行をした。

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

- ・目標 26,500人
- ・実績 31,911人 (平成24年度実績 33,797人)

	主催講座	出前講座	社会見学	一般見学	フリー来館	交流会	行事等	合計
回数	84	155	32	23	-	24	32	350
人数	2,177	8,817	1,849	488	3,640	270	14,670	31,911

2 利用料金の収入の実績

- ・貸室利用が16回あったが、その内1件が有料使用で、残り15件を減免対象として無料で許可した。
- ・その他の収入 176,584円。（イベントの飲食ブース出展料、講座の材料費、参加費、テキスト代等。）

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	35,586,000	35,626,000	事業費	31,918,778	34,586,307
利用料金収入	0	5,400	管理費	3,946,895	1,326,485
その他の収入	398,111	176,584	その他の支出	0	0
合計 (a)	35,984,111	35,807,984	合計 (b)	35,865,673	35,912,792
収支差額 (a)-(b)	118,438	△104,808			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	80,700
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	1 環境教育参加者数	26,500 人以上
	2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	8,200 人以上
3 指導者養成を目的とした講座受講者数		1,300 人以上
4 講座の参加者の満足度		90%
成果目標に対する実績	独自で定めた自主目標	
	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700 人
今後の取組方針	・「センター通信」等の情報発信数	365 回
	1 環境教育参加者数	31,911 人(120.4%)
	2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	8,277 人(100.9%)
	3 指導者養成を目的とした講座受講者数	1,461 人(112.4%)
	4 講座の参加者の満足度	全体を通して 90%以上を達成
今後の取組方針	独自で定めた自主目標	
	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	3,593 人(133.1%)
	・「センター通信」等の情報発信数	372 回(101.9%)
1 平成 25 年度後半から始めた営業活動を継続し、学校による当センターの施設見学および講座の受講回数の拡大を図る。また、県内の企業には積極的に環境問題に取り組んでいるところもあり、社員向け講座などを模索する。		
2 こどもエコクラブ事業は、三重県事務局として、日本環境協会と連携し、こどもエコクラブの発展に努める。		
3 周辺施設や地元企業・団体と連携して、環境学習推進事業の拡大に努める。		
4 現在、県が取り組んでいる海岸漂着物対策に協力し、推進を図る。		
5 環境活動を行う団体や企業などとの交流など連携を図る。		
6 環境学習指導者の養成については、入門講座から応用講座、スキルアップ講座などを企画し、指導者として独り立ちできるまでの支援をおこなう。		
7 センターへの一般来館者の拡大に努める。		
8 貸室の利用推進を図り、センター来館者の拡大につなげる。		

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、展示室巡回による点検、図書コーナー、掲示物、チラシの整理整頓、エコカフェの管理、実習室、研修室の点検等を行い、適正な維持管理ができた。 ・貸し出しパネル、教材の維持管理も適正に管理した。 ・県民の皆様のニーズの応えるため、その時節に合わせた内容を取り入れ講座の運営をしている。平成 25 年度は、「いのちと環境」をテーマにした「きらら環境アカデミー」を開設した。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・きらら環境アカデミーの中でテーマに合った展示内容を考え実施したことにより、フリー来館者数を昨年度に比べ 134 人増すことができた。 ・営業活動により幼稚園、保育園の出前講座が増え、幼児に対する環境教育のきっかけとなった。結果、出前講座数が過去最高の 155 回となった。
3 成果目標及びその実績	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 1 環境教育参加者数は、31,911 人の利用があり、120.4%を達成した。 2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は、8,277 人の利用があり、100.9%を達成した。 3 指導者養成を目的とした講座受講者数は、1,461 人の利用があり、112.4%を達成した。 4 講座の参加者の満足度は、全体を通して 90%以上を達成した。 ・一般の県民を対象とした環境学習参加者数は、3,593 人の利用があり、133.1%を達成した。 ・「センター通信」等の情報発信数は、372 回行い、101.9%を達成した。

※評価の項目「1」
の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価

- ① 成果目標
・新規事業や講座を積極的に実施した結果、自主設定目標を含め、6つすべての目標値を達成することができた。
- ② 残されている課題
・平成24年度に挙げた課題「積極的に効果的な広報を行い、学校による施設見学が増えるように努力していく」に向けて、平成25年度は指導者養成講座や学校の施設利用増加を図り、チラシを何度も送るとともに営業に出向くなどPRに努めた。その結果、幼稚園、保育園からの依頼が増加し、出前講座の実施回数や参加者数の増加につながったが、社会見学等の増加にはつながらなかった。再度営業活動を強化するとともに利用者のニーズの把握につとめ、学校による施設見学が増えるよう努める。
・イベント時のごみ処理について平成24年度の課題に、「リユース食器の導入を検討している。」とあり、リユース食器の導入を試験的に実施したが、コスト等折り合わない部分が多く、課題が残る結果となった。再度見直しを図り問題に取り組みたい。
・当センター受講者や県内環境活動者の中間支援の拠点施設としての位置づけを明確にし、役割を果たせるようネットワークの構築を図る。
- ③ 平成26年度の成果目標
- | | |
|----------------------|-----------|
| 1 環境教育参加者数 | 27,000人以上 |
| 2 児童・生徒を対とした環境教育参加者数 | 8,600人以上 |
| 3 指導者育成を目的とした講座受講者数 | 1,400人以上 |
| 4 講座の参加者の満足度 | 90%以上 |
- 独自で定めた成果目標
- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 一般の県民を対象とした環境学習参加者数 | 2,700人以上 |
| 2 「センター通信」等の情報発信数 | 365回 |
- ④ 県民の平等利用の確保
・講座開催場所を地域のバランスを考慮して実施した。センターからは遠隔地になる学校、公民館からの出前講座の依頼にもできる限り対応できるよう、広報の仕方や開催時間の調整などきめ細かい対応に努めた。
- ⑤ 県民サービス向上の成果
・情報誌「環境学習みえ」の年4回の発行やメールマガジン、ブログ、SNS「Facebook」の運用で積極的に情報提供を行った。
- ⑥ 施設内の環境保全の取組
・事務所内及び展示ブースの照明は必要な個所のみ点灯し、冷暖房を省エネ温度に設定し環境保全に取組んだ。
- ⑦ 危機管理体制の確保
・防災訓練を保健環境研究所と共に実施し、危機管理マニュアルの更新をした。
・職員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得・更新した。
・さすまたや、カラーボールなど設置して不測の事態に備えている。
・イベント開催では、最寄の警察署、消防署、病院に万一の時の対応をお願いしている。

3(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成25年度分)

<県の評価等>

		施設所管部名	環境生活部
1 指定管理者の概要等			
施設の名称及び所在		みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）	
指定管理者の名称等		特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 (四日市市萱生町1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)	
指定の期間		平成24年4月1日～平成29年3月31日	
指定管理者が行う管理業務の内容		1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進および国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務	

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設、備品について良好に管理するとともに、節電に積極的に取り組んだ。助成金情報やボランティア情報など利用者から要望の高い情報について、情報誌、ホームページでわかりやすく情報提供するとともに、市民活動および国際化の推進に関する各種セミナーを開催する等、県域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			利用者ニーズに応じた自主企画事業の開催や情報発信、良好な施設環境により、年間3,967の市民活動団体等が利用し、来館者数は約64,993人となっている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である「来館者数」「センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数」「ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数」のすべてにおいて、成果目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な施設管理を行い、成果目標をすべて達成しており、着実な管理運営は評価できる。 ・来館者アンケートを実施し、利用者ニーズに応じた自主企画や情報発信などに取り組み、来館者、利用団体数が成果目標を上回っている。 ・「中間支援団体のあり方に関する研究会」を継続して開催して、中間支援団体のあり方やNPOのマネジメントに関する意見交換を行い、NPO支援組織の機能向上と連携交流につながる取組が実施されている。 ・「市民活動・NPO月間」において、県内各地のネットワークを生かし、地域の市民活動団体と連携しながら、NPO活動について理解を深め、参加を促進する取組が実施されている。 ・「みえの国際交流・協力・多文化共生団体リスト」を作成し、81団体の情報を「みえる化」することで、市民活動の促進や国際化の推進に向けた情報発信の取組が実施されている。 ・ホームページおよび情報誌の活用により、多くの県民に情報発信されている。 ・利用方法やスタッフの対応を改善し、利用者数を拡大するため、利用団体の代表者等による外部評価委員会を継続して設置し、会議室の案内表示新設などの改善に取り組んでいる。
	以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として着実な管理運営を行い、NPO支援のネットワーク機能を生かして、県域の市民活動センターとしての役割を果たしたと評価できる。

<指定管理者の評価・報告書(平成25年度分)>

指定管理者の名称:特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①センター管理運営事業の実施に関する業務

- センターの総合案内の役割を担うとともに、NPOやボランティアに関する講座の実施、市民活動やボランティアに関する情報の整備、市民活動団体情報の管理、団体の活動に関する新聞記事の掲示等を行った。
- 市民活動促進および国際化を促進するためのセミナーや交流会、イベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
- 県民への市民活動に関する情報の発信のために、ホームページの質を落とさず運営し、facebook、ツイッターなど既存のSNSとの連動を強化するなど、さらに充実したものを目指した。また、助成金情報・イベント情報は常時30件程度掲載した。
- 「みえ市民活動・ボランティアニュース」は月1回(各10,000部)発行し、県内の市民活動団体の情報を発信するとともに、助成金情報などを掲載することによって、県内の各団体の活動促進に貢献できた。現在の質を維持しつつさらによいものを提供できるよう、内容についても検討を重ね、配布先の拡大とタイムリーな情報提供にも注力した。
- 団体の運営力強化のためのNPOグレードアップセミナーは、外部講師を招きワーク等の実践的な内容を取り入れたものを計3回実施した(参加者合計87名)。県内の団体の優れた活動事例から学ぶ「人材育成セミナー」は、東員・いなべ、鈴鹿市、四日市の市民活動(支援)センター等との共催で計3回開催した(参加合計56人)。中間支援団体が相互に学び合う「あり方研究会」は毎月関心度の高いテーマを設けて5回開催し、のべ80名の参加があった。
- 「市民活動団体情報のデータベース化事業」は、県内各連携・協力団体の協力により、平成25度定期更新で2,893団体の情報が集まり、ホームページへ情報掲載した(対前年度比207団体増)。
- 交流スペースAおよびミーティングルームの利用は980件、備品機材利用は1,881件あった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 利用者が気持ちよく利用できるように、机・いすなどの日常的な整理と清掃、備品の不具合への対応、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレ等の安全対策に重点をおき、施設の適切な管理および維持に努めた。
- 東日本大震災以降の全国的なエネルギー事情の逼迫を受けて、センターでも蛍光管の間引きなどを継続して遂行し、一部スペースの消灯時間を早めるなど、スタッフが率先してこまめな節電を心がけた。
- 機器・備品に所定の使用料金を設定し、施設の予約と同時に申し込みを受け付け、適正に管理・貸出を行った。
- 貸出にあたっては、備品の動作状態や不具合に気を配り、返却時には必要部品がそろっているかを確認した。
- 市民活動団体ファイルは情報の古いものは処分するなど、日常業務の中で整理・情報更新を行い、利用しやすい環境づくりに努めた。
- 図書コーナーの蔵書の定期的な整理を行った。また、返却のない本については定期的にチェックを行った。

③県施策への配慮に関する業務

- 相談者スキルアップ研修(人権研修)に全スタッフが参加し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、窓口対応や相談対応に活かした。
- 性別や年齢にとらわれない業務分担することで、各人の個性や能力が十分發揮できるよう配慮した。平成24年度に引き続き常勤スタッフを配置し、フレキシブルな勤務体制を取り入れ、だれもが働きやすい環境を整えた。
- 環境ISO14001について学び、節電、リサイクル、再生紙の利用など、業務の中で環境に配慮した取組を行った。
- 利用者から尋ねられる会議室の表示を新たに取り付けるなど、案内の見直しをおこなった。センター内に車椅子を設置するとともに十分な幅の通路を確保できているかにも気を配り、体の不自由な方への配慮をした。
- 市民活動に関わっていない方にも気軽に参加してもらえるようなイベントを企画し、利用者層の拡大に努めた。
- みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」(平成25年12月閉所)に全面協力ができるよう、毎月の幹事会に参加した(閉所後も幹事会には継続して参加)。また、災害および事故等の不測の事態に備えて、消防訓練、避難誘導訓練に参加し、センターに設置されているAEDの的確な操作方法を学んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- 三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規定」を整備し、確実に対応できる体制を作った。平成25年度は開示請求はなかった。
- 基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

⑤その他の業務

- 利用方法やスタッフの対応を改善し利用者数を拡大するため、平成24年度から継続して利用団体の代表者等による外部評価委員会を開催した。

(2)施設の利用状況

みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数

・目標	60,000人
・実績	64,993人

施設別実績内訳

みえ市民活動ボランティアセンター	64,993人
交流スペース・ミーティングルーム他	60,652人
イベント情報コーナー	4,341人

2 利用料金の収入の実績

平成25年度実績

利用料金収入額

1,360,700円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	28,468,000	28,468,000	事業費	28,603,523	28,827,546
利用料金収入	1,311,150	1,360,700	管理費	2,951,698	1,802,780
その他の収入	2,229,298	1,999,409	その他の支出	0	0
合計 (a)	32,008,448	31,828,109	合計 (b)	31,555,221	30,630,326
収支差額 (a)-(b)	453,227	1,197,783			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 60,000人／年 センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数 100団体／年 ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数 100人／年
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 64,993人／年 センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数 207団体／年 ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数 143人／年
今後の取組方針	<p><成果目標とその実績について></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標の目標数はすべて達成することができた。回数や件数などの数値的な面だけでなく、ひとつひとつの事業や管理運営の「質」を評価するための目標を設定することも検討したい。 <p><センター来館者数について></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケートの実施や外部評価委員会の開催による検証を継続して実施した。これらを通じて得られた団体や評価委員の声を企画立案や事業展開に活かし、利用者数の拡大を図っていく。 <p><センターが把握する県内のNPOの増加数について></p> <ul style="list-style-type: none"> センターが把握する県内NPO（ボランティア団体・市民活動団体）の情報について、関係機関との連携しながら更新とともに、更新情報を共有することは、団体の活動を支援し、活動に参加する人や関心を持つ人を広げる手段として有意義である。また、明らかに休眠状態の団体については、県と議論を行い、団体のデータを削除することにした。 <p><ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数></p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク以外の地域を中心に地域の市民活動（支援）センターや市町の行政担当課を訪問し、情報交換を通じて地域の実情を汲み上げることができた。訪問しないと知ることの出来なかつた話も多々あり、また、セミナーの共催等の連携・交流につなげることができた。 NPO支援のネットワークにおける中核的な機能を担う地域の人材を育成することを目指し、市町のNPO支援組織等と連携して、地域のニーズに応じた人材育成講座等を実施した。「全県的な中間支援のネットワークの構築」を目指す一環として「中間支援団体のあり方に関する研究会」を継続して開催し、これからのネットワーク作りを議論することができた。平成26年度以降は、さらに具体的な働きかけを行い、地域との横のつながりを強め、センターの中核的な役割を拡大していく。また、県内のみならず、県外の中間支援団体とのつながりも深めていく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>○センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について引き続き良好な状態で管理できた。危機管理体制、安全面、個人情報管理面についても事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。</p> <p>○センターの運営業務に関しては、アスト津3階の県施設の総合案内としての役割を充分に果たすことができた。また、センターの機器、備品、図書、情報等、日常の管理業務に關しても、質を落とさず、更なる内容の充実に努めることができた。</p> <p>○東日本大震災以降のエネルギー事情の逼迫により、センターも県施設として、平成23年度、24年度と比較しても大きな成果をあげることができた。冷暖房の使用節約は利用者の理解により達成できるものであるため、引き続き理解を求めていく。</p> <p>○市民活動促進および国際化の推進に関しては、「みえの地球市民」「世界のNPO・ボランティア 地域コミュニティ講座」等において、NPO・市民活動団体の自発的な参画を促し、連携することができた。</p> <p>○市民活動に関する情報の受発信に関する業務について、ホームページおよび「みえ市民活動・ボランティアニュース」の発行を通して多くの県民に発信することができた。ボランティアニュースは内容のリニューアルを行ったが、利用者アンケートによると、依然として読者の層が広がらない状況にあるので、現状に満足することなく、内容についても再度検討を重ね、改善した。</p> <p>○NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務については、中間支援のあり方について学びあう検討会を5回開催し、行政・市民活動（支援）センター等がともに学び合い、県内中間支援団体のネットワークが稼働した。</p> <p>○平成24年度の反省のもと、平成25年度当初に市町の支援センターや行政の担当課を訪問し、情報交換を行い、平成25年度の事業での連携につなげることができた。</p> <p>○市民活動・NPO月間、ボランティアニュースの記事など、みえNPOネットワークセンターが持つネットワーク機能を生かした企画がいくつか実施できたことは特筆したい。</p>

2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体等の利用団体数は、平成23年度の4,209団体、平成24年度の4,168団体に次ぎ、過去13年間で3番目に多い3,967団体だった。 ○無料で使える交流スペースが多く利用されているため、施設の稼働率を算出するのではなく、スペースごとの利用者数や利用回数を集計することで利用状況を把握していきたい。 ○コーヒーサービスコーナーではコーヒーの他にペットボトル飲料やチョコレート、クッキーを販売し、好評を得た。 ○スタッフが相談対応スキルアップ研修、AED研修などの研修に参加し、センターの円滑な管理運営に必要な知識と技術を習得した。これらは同時に職務への意識向上にも繋がった。 ○利用者アンケートやイベント毎のアンケート実施によって利用者ニーズを把握し、また、緊急事態を想定した避難誘導訓練やスタッフ研修を実施したことは、来館者の立場にたった運営ができたものと考える。 ○掲示板の分類表示や館内表示など、利用者にわかりやすいように一新した。
			<ul style="list-style-type: none"> ○センター来館者は、目標値の年間60,000人を超えて、64,993人であった。 ○センターが把握する県内のNPOについて、市民活動団体データベース事業で各市町の市民活動（支援）センターの協力連携により情報の定期更新を行った。把握した登録団体は平成24年度より207団体増加した2893団体となり、100団体増の目標値を大きく上回った。 ○ネットワークに参加しているNPO支援組織が行う人材育成数は、目標数100人に対して143人達成できた。平成25年度は、グレードアップセミナーを3回、地域のセンターと共に地域の課題に対応した人材育成の講座を3回実施することができた。そのほかにも市民活動・NPO月間における各地域での取組等、県域の中間支援組織として、ネットワークを活かした共催のセミナーを実施することができたものと考える。市民活動・NPO月間においては、もう少し各地域が連動した取組を行い、県内全体での動きを見せていく。 ○県内の中間支援ネットワークは、平成25年度は「あり方研究会」等を通じて、ネットワークの足がかりを作ることができた。平成26年度以降のネットワークの本格稼働を目指していく。

※評価の項目「1」の評価
：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理2年目の平成25年度は、平成24年度の1年目の反省点を活かしながら、管理運営面および事業実施面において、順調に実績を上げることができたといえる。 ・事業面においても、グレードアップセミナーや人材育成セミナーの開催、多文化理解・共生イベントの開催、NPO相談Q&A集の作成、中間支援団体のあり方研究会、市民活動・NPO月間など、多様な事業を展開し、市民活動に携わる方のみならず、さまざまな利用者層の拡大をはかることができた。とくに「市民活動・NPO月間」は初めての開催であったが、のぼりの作成、全県へのチラシ配布、各地域の支援センターによる協力企画、記念イベント「協創シンポジウム」の実施など、大々的に実施することができた。全県的な盛り上がりにかけていたことや企画全体に連動性がなかったことは、来年度への反省材料としたい。 ・また、多文化理解イベントや人材育成セミナーは、他団体との連携や新たなネットワークづくりに軸をおき、実施することができた。平成26年度も引き続きNPOならではの柔軟性を活かした多様な企画を実施するとともに、柱となる事業を時間かけて創り上げていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「みえ市民活動・ボランティアニュース」の発行についても、月1回の発行を順守しながら、現在の質を落とさず今後の方針を議論することができた。平成25年度は団体の活動内容にスポットを当てているが、平成26年度8月号から紙面を全面リニューアルし、地域や社会の課題にスポットを当てるものにシフトし、読者層の広がりを目指していく。 ・また、平成25年度はじめには、東員・いなべ・桑名、名張・伊賀、松阪・伊勢・志摩などの各地域を何日間かかけて訪問し、市民活動（支援）センターや行政機関の担当者の方と面談する機会を持った。直接顔を合わせて話を聞いたことで、地域の様子をよく知ることができ、平成25年度の事業「人材育成セミナー」「市民活動・NPO月間」「あり方研究会」「市民活動団体情報の把握」「市民活動・ボランティアニュース」などで連携に繋がった。また、地域の課題を知ることで、それに応じたセミナーも開催することができた。平成26年度以降も各地域との関係づくりを積極的に展開していく。 ・全体的な総括として、少しずつナショナルセンターとしての機能を生かす事業が出来つつはあるが、県域のネットワークの中核的な役割を担うことのできる企画の実施には、もう少し組織内での事業の進め方や方向性の議論が必要である。今後みえNPOネットワークセンターが持つネットワーク機能や理念を十分に生かした事業や取組を行い、横のつながりをさらに拡大・充実させていく。

3(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成25年度分)

<県の評価等>

施設所管部名:

環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務(人材育成等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	A		—	指導者養成・資質向上事業については、教職員を対象とした交通安全教育指導者研修、市町交通安全指導員を対象にした研修の実施など、計130回1,611人に対して研修を行うとともに、パブリシティおよびマスメディアを活用した集客・PRを行い、交通安全意識の高揚を図る機会の提供に努めている。また、屋内展示スペースに機器の説明、目的等について案内指導する交通安全ガイドを配置している。アンケート調査により利用者の声を把握し、来館者へのサービスの向上に努めている。一方で、自転車学習コース改修工事のため、一般や団体利用者に対して、十分に活用いただけなかった。
2 施設の利用状況	B	B			運転免許センター内に研修センター利用案内表示を行うとともに、来庁者に対し呼びかけを行い、施設利用のPRに取り組んでいる。また、毎月第3日曜日に「交通安全フェスタ」を開催し、来場の家族連れに対し、「交通安全約束免許証」、「交通安全キー・ホルダー」の作成および交通安全ビデオ上映等を通じ、子供や家族に対する交通安全意識の高揚と研修センター利用のPRを行っている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標については、指導者養成・資質向上講座受講者数は目標数値を達成することができたが、一般利用者数については、自転車学習コース改修工事(H25.11.1～H26.3.31)に伴う利用制限により、屋外施設利用者は前年度より減となり、目標を達成することができなかった。団体研修受講者数についても、同様に屋外研修の制限のため、夏頃から予約を制限していたことにより、目標は達成できなかったが、独自に設定した目標については、10項目中7項目の目標を達成することができた。

※「評価の項目」の県の評価

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況については、「指導者養成・資質向上講座受講者数」は目標数値を達成することができたが、他の2項目(団体研修受講者数、一般利用者数)については、自転車学習コース改修工事(H25.11.1～H26.3.31)による屋外施設利用制限のため達成することができなかった。工事による利用制限を行っていない月の利用者数の推移から、制限がなかつたら目標を達成できたと考えられるが、結果としては十分な研修の実施や利用者の確保ができなかつたことから、自己評価より低い評価とした。一方、独自に設定した目標については、10項目中7項目において目標を達成した。 ・施設の老朽化が進む中、研修水準を維持するために日常点検を徹底するとともに、専門の業者に定期的な保守管理を委託するなど、適切な維持管理を行っている。また、簡易な修繕については、可能な限り職員で実施するなど、コスト縮減に取り組むとともに、新たな機器を導入し研修内容の充実を図るなど、利用者のサービス向上にも努めていることは評価できる。 ・アンケートの実施により利用者の声を把握することに努めるとともに、外部の有識者等からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、その結果を業務改善やサービス向上に役立てていることは評価できる。今後も、「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」を限りなく100%に近づけるよう不断の努力を期待する。 <p>以上のことから、施設の維持管理については、コスト縮減を図りながら利用者のサービス向上への努力姿勢が見られ、県民にとって利用しやすい施設として運営されていると認められる。また、指導者養成・資質向上事業の実施により、市町の交通安全教育活動を支援するとともに、県内の交通安全教育の核として交通安全教育のレベルアップに寄与しているものと認められる。</p> <p>今後は、企業や団体へのPR、センターの魅力を積極的にアピールするための事業の実施、参加・体験型施設、無料施設としての利点を活かした研修事業の実施、運転免許センターへの来訪者の誘導など、事業内容の工夫・改善や利用者増の取組を行うとともに、利用者の地域の偏りを少なくし、県内全域からのさらなる利用者拡大への取組を期待する。また、県の交通安全教育のセンターとして、独自性や専門性を発揮し、教育プログラムの開発や調査研究の充実が望まれる。</p>

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 交通安全に関する教育の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・ 参加・体験・実践型の交通安全研修事業
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の研修を実施した。 団体研修受講者数 4,691人
- ・ 指導者養成・資質向上事業
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成・資質向上を図るため、
学校で交通安全の指導的立場にある教職員を対象に「交通安全指導者研修会」(6/27 98人)
市町の交通安全教育指導員を対象に「交通安全教育指導員研修会」(2/26 130人)
等、合計130回、1,611人に対し、交通安全指導者の養成・資質向上事業に努めた。
- ・ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業
全県的、普遍的な交通安全教育の機会を提供するため、センター利用が困難な地域及び指導員体制が整っていない市町を中心に、小・中・高・高校を対象とした出前研修を実施した。 合計18回 2,140人

イ 施設の運営に関する業務

(1) ホームページを活用した情報発信

- ・ インターネットを活用した情報発信・受信等研修センターについてより広く県民への周知を図り県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページを設置し、タイムリーな情報提供に努めた。
ホームページの更新 15回 ホームページアクセス回数 21,889回
- ・ 「利用者の声」の紹介、インターネットによる予約状況の表示、メールによる申し込み受付等の実施により、研修受講者の利便を考慮した活動に努めた。
- ・ 「研修センターだより」(年4回発行)のメール配信、カラー化を図り、安全運転のアドバイス、交通安全運動の内容紹介及び啓発活動の紹介等の掲載に努めた。

(2) 展示スペースの活用

- ・ 展示ゾーンに自転車シミュレーションを配備し、自転車の安全利用促進に努めた。
- ・ 交通事故犠牲者家族の声のパネル展示のほか、定期・随時刊行物をはじめとした交通安全関係資料・図書の閲覧設置により、展示ゾーン利用者に対する交通安全意識の高揚を図った。

(3) 案内人(交通安全ガイド)の配置

- ・ 研修センター受付窓口に、展示スペース内の機器の説明、目的等について案内指導する「交通安全ガイド」を配置し、来場者の利便を図った。

(4) ガイドブックの作成

(5) 一般利用者の属性調査の実施

- ・ 団体研修受講者に対し、「研修アンケート」を記入してもらい、センター利用についての意見等を調査し、今後の研修内容等についての参考としている。

(6) 交通安全グッズの作成等

- ・ 交通安全標語入りの風船を作成し、来場者に配布している。
- ・ 「反射材コーナー」を設置し、反射材の効果体験、反射材の種類掲示に当たっている。

(7) 事業・企画の立案・実施

- ・ 毎月第3日曜日に「交通安全イベント」を開催し、家族連れ、親子で交通安全について話し合う機会の提供と交通安全意識の高揚を図るとともに、研修センターの利用向上PRに努めている。
- ・ 「子ども免許証」、「交通安全キー・ホルダー」の作成。DVD上映。

(8) 集客活動(企業・団体等への訪問)

- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性、研修センターの利用促進を図る目的で、毎月20団体を目標に集客活動を実施し新規研修受講団体の獲得に努めている。

(9) 広報活動

- ・ ②の(1)のとおり、ホームページを活用した情報発信に努めるとともに、アクセス実態の分析に努め、有効活用されているかの検証・チェックを行いホームページの内容についての改善を行っている。

ウ 交通安全に関する情報及び資料の収集並びに提供に関する業務

(1) 教材・教育プログラムの開発(作成)及び提供

- ・ 各研修対象に合わせた研修カリキュラムを作成し、研修に当たった。(15カリキュラム)

(2) 各種調査・研究の充実

- ・ 危険予測シミュレーションによる、一般ドライバー運転結果の調査、分析を行い、今後の研修の参考とした。

エ センター機能の向上及び連携交流の推進及び市町等に対する支援に関する業務

- ・ ネットワークの構築
県主催のシルバー連絡会議において、研修センター利用促進広報PRを実施した。
- ・ 市町等に対する支援
三重県警察と共に、市町交通安全教育指導員研修会(2/26)を開催した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 施設及び設備関係については、毎日始終業前点検及び打ち合わせを励行し、各施設が常に快適に使用できるよう、簡単な修理、修繕は職員が当たるほか、専門の保守点検業者と委託契約の元、点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行い、適正な維持管理に努めている。

③県施策への配慮に関する業務

・人権尊重のための取組

特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体に障がいのある方や高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、職場研修等を通じ、職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。

・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

団体研修の実施等に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境保護に対する意識の高揚とその実践に努めた。また、ごみの分別、再生紙の利用、コピーの両面印刷等、省資源化に取り組んだ。

・男女共同参画社会実現への取組

「事業内容等評価検討委員会」委員(8名)に女性委員(3名)を委嘱し、女性の視点からの意見の把握と反映に努めた。また、女性の交通安全教育指導員3名を配置し、幼児・高齢者・外国人等に対して、きめ細やかな事業の実施に努めた。

・次世代育成支援対策への取組

子ども連れ利用者が親子で楽しく交通安全について学べるようきめ細かい対応に努めるとともに、交通安全アニメビデオの上映会を実施するなど、親子で利用しやすい環境づくりに努めた。また、子どもを交通事故から守るため、保育園(所)、幼稚園、小学校等の団体研修や出前研修では、指導者向け研修や体系的な安全教育を行った。

・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組

中学生を対象とした団体研修実施時に、UDとバリアフリーの違いや、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認してもらい、UDに対する周知と意識の高揚を図った。また、用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDの推進に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制を整えている。また、個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の保護に関する事項」を遵守し対応している。さらに、これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取り扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めている。(※平成25年度中ににおける開示請求はなし。)

⑤その他の業務

・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、三重県運転免許センター庁舎消防計画及び三重県交通安全研修センター危機管理マニュアルに基づき、運転免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	平成25年度目標	平成25年度実績	達成率
センター利用者数（人）	50,000	46,302	92.6%
一般利用者数（人）	43,000	40,000	93.0%
団体利用者数（人）	6,000	4,691	78.2%
指導者養成・資質向上講座受講者数（人）	1,000	1,611	161.1%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	41,968,000	38,958,000	事業費	10,937,911	7,122,806
利用料金収入	0	0	管理費	28,089,786	29,111,813
その他の収入	4,411	3,296	その他の支出	0	0
合計 (a)	41,972,411	38,961,296	合計 (b)	39,027,697	36,234,619
収支差額 (a)-(b)	2,944,714	2,726,677			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています

※参考

利用料金減免額	なし
---------	----

4 成果目標とその実績

(1)成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(指導者養成・資質向上事業) 指導者養成・資質向上講座受講者数（人）	1,000	1,611
(研修事業) 団体研修受講者数(人)	6,000	4,691
一般利用者数(人)	43,000	40,000
(その他) 研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合(%)	100	98.7

(2)指定管理者独自の数値目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修) 施設利用者数(人)	50,000	46,302
交通弱者団体等利用者数(人)	2,000	2,068
(出前事業) 出前研修回数(回)	30	18
(集客活動) 企業・団体等への訪問活動(回)	240	240
(情報提供・広報PR事業) ホームページアクセス回数（回）	15,000	21,889
ホームページ更新回数（回）	12	15
広報紙発行回数（回）	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数（回）	15	18
教材・教育プログラムの作成	3	3
(その他) 利用者満足度(%)	100	94.80

今後の取組方針

成果目標については、指導者養成・資質向上講座受講者数は目標数値を達成することができたが、研修事業の2項目については、自転車学習コース改修工事(H25.11.1～H26.3.31)のため、屋外施設利用者減のため達成することができなかった。独自に設定した目標については、10項目中7項目の目標を達成することができた。次期指定管理期間において、目標を達成した項目については、引き続きサービスの向上を図り、目標を達成できなかつた項目については、施設利用促進のために企業や団体、学校等へのPR活動を充実していく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コ メ ン ト
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	A	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成・資質向上事業に注力し、指導する対象者に応じた指導法の習得へ向け、参加・体験型研修により指導者の養成を行い、参加者の評価が高かった。 ・施設及び設備機器について、毎始(終)業前点検、清掃を行うとともに、簡易的な保守・修繕については職員で実施し、利用者の安全、利便を考え、より良い研修環境の維持を図った。 ・利用者サービス向上のために様々な媒体を活用し、他機関、団体等との連携を行い利用促進を図った。 ・利用者の声を把握するため、アンケート調査を行いより良い研修環境、研修内容の充実に努めた。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許センター内に研修センター利用案内表示を行うとともに、来庁者に対し呼びかけを行い、施設利用をPRした。 ・毎月第3日曜日に「交通安全フェスタ」を開催し、来場の子供に対して、「交通安全約束免許証」、「交通安全キーホルダー」の作成及び交通安全ビデオ上映等を行い、子供や家族に対する交通安全意識の高揚と研修センター利用のPRを行った。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成・資質向上講座は、様々な工夫を凝らし講座を実施し目標数値を大幅に上回った。 ・研修事業については、自転車学習コースが約半年間にわたり全面改修工事のため使用ができなかつたこともあり、数値目標を達成することができなかつた。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標に対する達成度は、指導者養成・資質向上講座受講者数は1,611人(目標値1,000人)、団体研修受講者数4,691人(目標値6,000人)、一般利用者数40,000人(目標値43,000人)であり、団体研修受講者数及び一般利用者数にあつては、自転車学習コース全面改修工事による利用ができなかつたこともあり目標値を達成することができなかつたが、指導者養成・資質向上講座受講者数は目標値を達成することができた。 ・独自に設定した目標項目については、10項目中、7項目の目標を達成することができた。平成26年においては目標を達成できるようPRに努めたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・『ドライブレコーダー』や『簡易型シミュレーション(エコナビ)』を使用した研修、『自転車シミュレータ』及び『電動アシスト自転車』を活用し、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全、地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修の実施と情報発信に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・『交通安全夜間特別研修』、『安全運転競技会』の開催等により、関係機関団体、企業協力の元、パブリシティを活用した集客・PRを行うなど、事業実施の創意工夫に努めた。
総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成・資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「交通安全教育指導者研修会」、市町交通安全指導員等を対象とした、「交通安全指導員研修会」を開催するなど、様々な機会を通じての指導者養成・資質の向上に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を行うとともに、検証結果については今後の事業改善に活かしていくこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに従い、非常防災訓練を行い、非常時の誘導経路の確認等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・県施策の実現に対する寄与として、人権尊重社会の実現に向けた取組、男女共同参画社会実現に向けた取組、次世代育成支援に向けた取組、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及び情報公開について、関係法令を遵守した運用に努めた。

4 三重県総合文化センターに係る指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

三重県総合文化センターについては、現在の指定管理期間が平成27年3月末で終了することから、現在、平成27年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、三重県総合文化センター条例等に基づき、外部の有識者等で構成する「三重県総合文化センター指定管理者選定委員会」を設置しました。

平成26年8月1日に開催された第1回選定委員会において審査基準及び配点表を決定した後、募集を行ったところ、1団体から申請書の提出がありました。

今後、選定委員会を開催して、申請者から提出された事業計画書等を詳細に審査し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

8月 1日	第1回三重県総合文化センター指定管理者選定委員会の開催 ・選定委員……別紙1のとおり ・審査基準及び配点表……別紙2のとおり
8月 5日～19日	募集要項の配布
8月 25日	現地説明会の開催
9月 1日～19日	申請の受付

3 応募等の状況

現地説明会への出席団体数	3団体
申請書の提出があった団体数	1団体 ・(公財)三重県文化振興事業団

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理候補者の決定

10月10日 第2回選定委員会（ヒアリング）

10月17日 第3回選定委員会（審査基準に基づく総合的な審査、順位の決定）

(2) 指定管理者の指定

平成26年三重県議会定例会11月定例月会議において、指定管理者の指定について議案を提出し、議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(3) 協定の締結

平成27年3月末までの間に次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(4) 次期指定管理者による指定管理の開始

平成27年4月1日

○選定委員会委員（敬称略）

	氏名	職名等
委員長	豊田 長康	鈴鹿医療科学大学学長
委員長代理	川口 節子	元三重県教育委員長
委員	伊藤 早苗	亀山市立野登小学校校長
委員	上廣 良隆	税理士
委員	片山 眞洋	弁護士
委員	錦 かよ子	皇學館大学教授
委員	村井 千枝	公募委員

三重県総合文化センター指定管理者審査基準及び配点表

別紙2

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10
	施設の特性や業務内容を理解しているか	10
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	10
	県立文化施設の集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか	10
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	10
	自己評価の体制及び基準は確立されているか	10
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か	10
小計		70

2 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	20
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	20
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	10
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	10
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっている	10
小計		100

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①文化会館事業	業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか	30
	将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか	30
②生涯学習センター事業	業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか	20
	中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか	20
③男女共同参画センター事業	業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか	20
	男女共同参画を進める拠点施設としての役割を果たすとともに、県民参画や地域の関係団体等と連携した事業提案となっているか	20
④センターPR事業、センターの利用増大策、施設稼働率向上策	業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか	10
	利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか	10
⑤貸館業務の手続き	貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか	10
⑥利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10

⑦利用料金の設定や料金の収受方法、減免等	利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか	10	10
⑧施設の利用時間・休館日	施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	10	10
⑨飲食サービス・物販サービス等	飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか。特に、ステップアップカフェ（仮称）の運営に配慮したものになっているか。	20	20
⑩来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20	20
小計			240

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10	20
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10	
②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか	20	40
	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	20	
③収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか	10	10
小計			70

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	10	10
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか	10	10
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10	10
④持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	30	30
小計			60

合計	540
----	-----

※ゴシック体は、今回の選定にあたって追加したもの

三重県総合文化センター事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重県文化振興事業団
管理運営方針	<p>県内文化をリードする役割を果たすため、全県的に事業を展開し、三重県全体の文化振興に邁進してまいりました。過去19年に亘り三重県の指定管理者（受託管理期間含む）として集積した専門性やノウハウは私たちのかけがえのない財産です。これらを最大限に活用するとともに、今後持続的に発展させ、「文化と知的探求の拠点」としての役割を果たします。私たちは、三重県総合計画「みえ県民力ビジョン」及び「三重の文化振興方針」をはじめとした関係法令や県施策を念頭に置き、県民の誰もが文化芸術を享受でき、文化活動に参加・参画できる環境づくりを進めるためにも、下記5点を総合的な基本方針として文化振興を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化交流ゾーンを起点とした魅力ある施設運営 ②次世代を担う人材育成の推進 ③安全・安心が実感できる施設 ④高品質なサービス提供による総文ブランドの確立 ⑤公益性と収益性の両立
管理業務に関する計画	<p>過去の管理経験を活かし、以下の基本的な考え方沿ってお客様に提供するサービスの品質、安全確保を高水準に保ちながら、最も効率よく維持管理を行うことを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最適な維持管理業務の管理及び監督を行います。 ・施設を清潔に維持し、徹底した省エネ運用等、全職員でコスト削減に努めます。 ・直営施工能力を最大限發揮するとともに、危険箇所の早期発見、早期解決に努めます。 ・文化交流ゾーン関係施設と連携し、一体管理運営方法等を導入します。 ・「危機管理マニュアル」の運用徹底と複数の危機管理訓練により対応力の強化を図ります。 ・個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・人権尊重社会の実現等、県の施策に配慮し、独自の方針・運用ルールを定め、様々な取組を実施します。
運営業務に関する計画	<p>①文化会館事業 「次の20年へ！文化交流ゾーンを牽引し、劇場法時代の理想の劇場像を目指して」</p> <p>○劇場法時代の理想の劇場づくり=県民のプラットフォーム 劇場法が求める「実演芸術の振興」では「公演」「普及啓発」「連携」「国際交流」「調査研究」「人材養成」「地域社会づくり」など、多様な劇場機能を提供する事業が定められています。これらの事業は私たちが劇場法制定以前から真摯に取り組んできた事業カテゴリーです。引き続き多様な事業が相互に作用することで、多目的に人が集い、賑わう「県民のプラットフォーム」となる劇場を目指します。</p> <p>○文化交流ゾーンの活性化=中核的拠点機能の発揮と効果的な事業連携 三重県総合博物館の開館を契機に文化交流ゾーンの一層の活性化が求められています。中核的拠点機能では第一に県立施設の重要使命として市町文化施設や多様な文化の担い手のリーディング施設となることを目指します。第二にゾーン全体が求心力を持つことで南北に長い三重県のどこからでも訪れたくなるゾーンづくりを目指します。効果的な事業連携では新しい発想で各々の施設特性を活かした事業を立案し、足し算にとどまらない掛け算となる連携、一過性に終わらない未来のソフト資産づくりを目指します。</p> <p>②生涯学習センター 「学ぶことは生きること～生涯学習社会実現に向けた新たな20年の提案～」</p> <p>○顧客満足から顧客信頼の獲得へ～今こそ「生涯学習」時代の到来～ 団塊世代の大量退職による様々な影響や課題が注目されていますが、生涯学習にとっては学習者の増加という“追い風の時代”的到来といえます。また、先行きが不安な時代にこそ求められる、さまざまなライフスタイル、ライフステージに対応した学習情報や活動の場の提供にも取組みます。</p> <p>私たちが企画・提案する事業には、10年以上継続実施している人気のシリーズ講座が多くあります。これらに参加される方へは、満足度から信頼度へと評価のベクトルを向上してい</p>

運営業務に関する計画	<p>ただけるような事業展開に努めます。“学び”の質と量の安定した提供に加え、新しい価値の創造や提案にも取り組みます。</p> <p>○学びを活かす場の創出～生涯学習社会の実現に向けて～</p> <p>生涯学習分野における人口ボーナスが続く今日、学習意欲と行動力のある団塊世代は私たちの主たる顧客となります。しかし、個々の学びを地域や社会に活かす“学びの循環”を起こすまでには至っておらず、生涯学習社会の実現に向けて取り組むべき課題の1つと考えます。学んで終わりではなく、その後も学習が継続、展開していくような機会・情報の提供に努めます。また、学習者同士の交流や情報交換が活発化するような場づくり・ネットワークづくりにも取り組みます。</p> <p>○学びのトータルコーディネーターとして～文化交流ゾーンにおける学習支援機能を果たす～県内市町とのつながりは年々強まり、過去5年間での連携は29市町中、実に27市町（事業連携シェア93%）にのぼります。厚い信頼と、確かな実績を積み上げてきた成果の一端です。また、県立施設（図書館、美術館、博物館、斎宮歴史博物館）、高等教育機関、ミュージアム、文化芸術分野の専門家（演奏家・実演家）との連携関係が拡大し、しかも定期的な協議の場を持つなど大きく進展しています。</p> <p>各事業での共催や連携、学習相談といった広い分野においてコーディネート力を十分に發揮し、互恵関係の維持と発展を目指します。</p> <p>③男女共同参画センター</p> <p>「三重に、新しいLIFEを！～自分らしく生きる＝男女共同参画社会の実現を目指して～」</p> <p>○拠点施設の機能を發揮し、三重の男女共同参画をリードします</p> <p>私たちはこの20年間、職員の専門性と拠点施設の機能を充実させ、県民や市町、団体・企業等から信頼されるセンターとして実績を積んできました。しかし、男女共同参画という言葉の理解や、男女が平等と感じる人の割合は増えつつあるものの、未だ男女共同参画の推進状況は十分とは言えません。</p> <p>私たちは、拠点施設としての機能を發揮し、専門性を活用した先進的取組とネットワーク力を活かし、三重の男女共同参画の取組をリードしていきます。</p> <p>○専門性を活用したプログラム開発で、社会を変革する事業を展開します</p> <p>これまで培った専門性を発揮した事業展開により、先進的な取組をするセンターとして県内外より注目を得ています。人口減少、少子高齢化が進むいま、より一層女性の参画拡大・活躍促進に取り組む必要があり、これには、男性の意識改革や、家事・育児参加が不可欠です。私たちは、専門性を活用した先進的プログラムを開発し、特に企業等に対し「女性の活躍促進」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」に向け、社会を変革する事業を展開していきます。</p> <p>○コーディネート機能を充実させ、あらゆる分野の男女共同参画を促進します</p> <p>あらゆる分野の男女共同参画を推進するために、県、市町、企業、NPO・団体等さまざまな主体とネットワークを構築し、連携して事業を実施してきました。</p> <p>私たちは、これまで以上にコーディネート機能を充実させ、男女共同参画を促進します。特に新規層や、若年層・子育て世代等、次世代への意識啓発を強化し、新しい時代のニーズにあった事業を展開します。男女共同参画に関わる団体のみならず、課題に応じてさまざまな団体等と連携・協働していきます</p> <p>○多彩な“学びと気づき”の機会を提供し、人々のエンパワーメントを支援します</p> <p>人々の生き方や働き方が多様化する中、今後ますます女性や男性、あらゆる人々がお互いを対等に尊重し、一人ひとりが輝ける社会の実現が重要です。</p> <p>私たちは、あらゆるライフステージに応じて、自分らしい生き方や働き方について、情報交換・交流ができる「人がつどい、つながるセンター」を目指します。情報発信、相談、各種講座への参加等を通じて、学びと気づきを得て、さまざまな人々・機関とつながり、エンパワーメント（力を引き出）し、また社会で活躍できるよう、人々をサポートします。</p>
成果目標	欄外に記載

収支計画	東日本大震災以降の光熱使用料単価の急激な上昇や平成27年10月に予定されている消費税10%への引き上げ等の外的な上昇要因があり、厳しい局面でもあります。文化振興等の根幹をなす各事業の支出額はキープしつつ、効率的な運営に加え、貸館施設の新設による増収、企業協賛、各種助成金等を含めた自己収入獲得に最大限の努力を図ることで、適切な収支のバランスを確保していきます。
組織及び人員	多様な職種構成を図ることと、業務実態にあった変形労働時間制の勤務ローテーションを導入することにより、最少の人員数で弾力的に運用していきます。職員研修では、内部研修、外部研修を効果的に実施するとともに資格等の取得推進も図り、専門的人材を養成していきます。 経営者：1名、総務部（企画広報・施設・組織の管理部門）：13名、施設利用サービスセンター（施設貸出サービス部門）：21名、文化会館（文化事業部門）：13名、生涯学習センター（生涯学習事業部門）：12名、男女共同参画センター（男女共同参画事業部門）：11名全71名（常勤：63名、非常勤：8名）
収支計画書(千円)	年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 収入合計 1,146,200 1,155,700 1,160,200 1,162,900 1,164,700 内訳 指定管理料 819,000 823,500 823,500 822,400 821,200 施設利用料金収入 150,500 152,000 153,000 153,500 153,500 事業収入 84,500 85,500 86,500 87,500 88,500 その他 92,200 94,700 97,200 99,500 101,500 支出合計 1,141,100 1,156,000 1,159,400 1,164,100 1,169,100

〔成果目標〕

業務分類	成果目標内容	単位	H27	H28	H29	H30	H31	募集要項指定 成果目標	H22~25年間 平均実績
センター全体の運営	総合文化センター来館者数 (県立図書館を除く)	人	710,000	712,000	714,000	716,000	718,000	710,000	713,929
	来館者アンケート満足度 (8項目平均、4段階評価で3以上)	%	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0		89.1
貸館業務	総合文化センター施設利用率	%	79.0	79.2	79.4	79.6	79.8	79.0	79.7
	利用者満足度(4段階評価で4)	%	83.0	83.0	83.0	83.0	83.0		83.5
文化会館事業	文化会館事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	%	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.5
	公演事業入場率	%	82.0	82.0	82.0	82.0	82.0		82.6
	文化会館鑑賞型事業公演収支率	%	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0		92.0
生涯学習センター事業	生涯学習事業受講者満足度 (4段階評価の4)	%	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.5
	生涯学習情報提供システムへのアクセス	件	255,000	256,000	257,000	258,000	259,000		257,709
	アウトリーチ講座実施数	回	65	65	65	65	65		72
男女共同参画センター事業	男女共同参画センター主催事業参加者数	人	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	11,474
	男女共同参画センター事業参加者満足度 (4段階評価で4)	%	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0		82.0
	新規事業参加率	%	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0		51.1

5 新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定について

1 経緯

「三重の文化振興方針」策定（平成 20（2008）年 3 月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い観点から 10 年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、昨年 7 月に第 1 回三重県文化審議会を開催して調査審議を開始しました。

2 三重県文化審議会の開催経過

これまでの開催経過は、次のとおりです。

（平成 25 年）

7 月 24 日（水）	第 1 回 三重県文化審議会
	・新しい文化振興方針（仮称）の基本的な枠組み、 部会の設置 など
8 月 23 日（金）	第 1 回 文化交流ゾーン検討部会
	・めざす姿、ミッション、具体的な連携方策
10 月 25 日（金）	第 2 回 文化交流ゾーン検討部会
	・施設の運営手法のあり方
11 月 6 日（水）	第 2 回 三重県文化審議会
	・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）

（平成 26 年）

1 月 22 日（水）	第 3 回 文化交流ゾーン検討部会
	・検討結果のとりまとめ
2 月 11 日（祝・火）	第 3 回 三重県文化審議会
	・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案
8 月 5 日（火）	第 4 回 三重県文化審議会
	・「新しいみえの文化振興方針（仮称）」答申案
9 月 4 日（木）	三重県文化審議会から知事への答申

3 新しいみえの文化振興方針（仮称）案

三重県文化審議会からの答申をふまえた新しいみえの文化振興方針（仮称）案は別冊 1-1 のとおりです。

なお、三重県文化審議会からの答申（新しいみえの文化振興方針（仮称）答申）は別冊 1-2 のとおりです。

4 今後のスケジュール

ご意見をふまえて修正した上で、11 月中を目途に策定・公表したいと考えています。

6 三重県総合博物館（Mi eMu）について

1 開館（4月19日）から9月28日までの入館者数及び展示観覧者数

- (1) 入館者数（博物館への入館者総数（無料スペースのみの利用者を含む。））
260,463人

(2) 展示観覧者数（基本展示及び企画展示の観覧者総数）

(単位：人)

基本展示	企画展示 Mi eMu発進！ (4/19-5/18)	企画展示 日本の心 (5/24-6/22)	企画展示 でかいぞミエゾウ！ (7/29-9/28)	合計
133,136	38,591	13,086	37,899	222,712

*平成26年度目標 22万人

2 子どもの利用状況（9月28日現在）

展示観覧者数 78,780人

うち学校による利用 113校 11,065人（児童・生徒のみ）

（種類別）幼稚園等 9校、小学校 46校、中学校 23校、高校 8校、特別支援学校 27校

（地域別）北勢 21校、中南勢 62校、伊勢志摩 18校、伊賀 7校、県外・海外 5校

3 展示観覧者へのアンケート調査（9月15日現在）

(1) アンケートの概要

収集方法：基本展示室及び企画展示室の出口付近にアンケートボックスを設置

回答件数：2,536件（基本展示 1,071件、Mi eMu発進 284件、日本の心 252件、でかいぞミエゾウ！ 929件）

回答者属性：(性別) 男性 43%、女性 57%

(年齢) 10歳未満 19%、10代 34%、20代 6%、30代 9%、40代 11%、50代 7%、60代 8%、70歳以上 6%

(居住地) 津市内 35%、津市を除く県内 50%、県外 15%

(2) 結果概要

①各展示を知った媒体

- ・開館当初は、ポスターやテレビを見て来館された方が多く約30%を占める
- ・徐々に口コミによる来館者が増え、最近では基本展示、企画展示とも約25%を占める

②各展示の満足度

- ・各展示とも、80%以上の方が「満足」「やや満足」と回答

③主なご意見

[興味を引いた展示の有無（有：86%）]

- ・ミエゾウ（84件）
- ・御師（18件）

[基本展示から得た新たな考え方や刺激の有無（有：70%）]

- ・自分の住んでいる地域の良さを再発見できた。三重をもっと知りたくなった。
- ・自然の中で生かされていることが分かり、自然の大切さを知ることができた。

[基本展示の改善すべき点の有無（有：38%）]

- ・触れる展示を増やしてほしい。
- ・（県外の方にも分かるように）展示内容が県内の何処にあるのか図示してほしい。
- ・外国語の表記を増やしてほしい。

(参考：ご意見を踏まえた主な改善点)

- ・企画展示の解説の文字を大きく読みやすく改善
- ・展示室の観覧順路表示を増設
- ・館内諸施設の配置図を増設
- ・混雑時には購入希望チケットを予め聴取し、発券を円滑化
- ・子ども体験展示室の入口に、子どもが座って靴が脱げるよう低い椅子を設置
- ・子ども体験展示室では、入室者数の過少によって空調温度を柔軟に対応

4 多様な主体との連携

(1) 民間企業等との主な連携事例

①展示関係

- ・「四日市でカツオと野鳥をはぐくむ工場～たんけん味の素東海事業所」(10月4日～11月24日)
カツオの資源保護や、事業所内の池を利用したバードサンクチュアリの取組などをテーマとした展示
- ・「ふたりのウェディング事情」(平成27年1月10日～3月8日)
関連行事として、県内婚礼衣装店の協力により1組限定の博物館ウェディングを実施予定

②事業関係

- ・企業が実施するイベント等において、Mi e Muの学芸員が講演等を実施
[主な事例]
 - ・伊勢湾をテーマとした夏休み親子向けイベントにおいて、Mi e Muの学芸員が伊勢湾の生き物に関する講演を実施
 - ・食文化をテーマとしたシンポジウムにおいて、Mi e Muの学芸員がパネリストとして参加し、基本展示室で展示している御師料理の復元等について紹介予定
 - ・百貨店の催事やショッピングモールにおけるPRの実施

③運営関係

- ・周辺レストランにおいて、Mi e Mu観覧券を提示すると割引になるメニューを設定
- ・館内のミュージアムショップにおいて、Mi e Muオリジナルパッケージのお菓子を販売
- ・コーポレーション・デーの実施（多くの方に博物館に親しんでいただききっかけとして、企業等の協賛により、特定の日の基本展示観覧料を無料化。協賛企業等は、チラシの配布など自らの広報活動を実施できる制度）

[開催実績]

株式会社ケーブルコモンネット三重	平成26年6月22日（日）
三重県信用農業協同組合連合会	平成26年6月29日（日）
株式会社百五銀行	平成26年8月9日（土）
中京テレビ放送株式会社	平成26年9月27日（土）

(2) 県内博物館等との主な連携事例

- ・「我が館はここから始まった～三重県博物館協会40周年記念展」(6月28日～7月13日)
三重県博物館協会加盟の館園が集まり、それぞれの成立に関わる資料を展示
- ・「三重のまちかど博物館」(12月2日～12月23日)
県内各地域の特色ある文化資産や伝統の技などを展示、公開している「まちかど博物館」の紹介や各館が所有する資料を展示
- ・志摩市歴史民俗資料館の企画展「志摩の海女さん」(10月24日～12月27日開催)において、Mi e Muの学芸員が水中撮影した動画や写真を展示

三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
①総事業費を含めた支出の節減努力を不斷に行う。段階的な增收も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月の常任委員会において「収支計画」をお示しし、その実現に向け、26年度当初予算を編成しました。 歳出予算額411, 125千円(※)に対して県費は327, 625千円(歳出予算額の8割弱)を計上しました。※開館初年度の特殊要因(企画展の質・量の充実、消費税増税の影響等)を除く。 多様な収入の確保に向けて企業等への寄附・協賛依頼を実施し、平成26年9月28日現在、寄附83件(66, 360千円)、パートナーシップ会員134件(12, 340千円)の申込がありました。今後も引き続き、登録済企業のフォローと参加企業の新規拡大を取り組んでいきます。
②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広報・利用者サービス課を設け、戦略的・統一的に広報を推進する体制を整備しました。開館時に多くの取材を受けて得たネットワークなどを生かしながら、引き続き効果的な広報を展開していきます。
③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月に経営向上懇話会を立ち上げ(開館までに12回開催)、いただいた意見について、活動と運営のしくみに反映してきました。 開館後は、三重県総合博物館協議会において経営面に係るご意見もいただくことにしており、平成26年9月5日に開催された第1回協議会では、以下のようないご意見をいただいています。 <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州や伊賀など遠方の方にもっと来てもらうことが大事である ・ナイトミュージアムの実施など、従前の博物館の常識を打ち破った企画を打ち出してほしい ・企業パートナーシップで築いた関係を活かし、今後も企業と連携した展示を実施してほしい
④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> 寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働、広報や誘客での連携など、さまざまな観点からの連携実現に向けて、企業訪問やイベントへの出展などの際に参加の呼びかけを実施しています。 ※主な連携事例については、38ページ(4 多様な主体との連携 (1) 民間企業等との主な連携事例)に記載
⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議を継続しています。
⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> 当初計画で20kwとしていた太陽光パネルについて、展示室屋根上部に100kw分を追加するとともに、総合博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部にも2. 5kw 分を設置しました。 なお、地中熱を利用した水蓄熱空調システムについて、省エネ性・環境性に優れるとともに、空調負荷の低コスト化を図ったことなどが評価され、7月16日に一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから表彰を受けました。
⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出して評価指標として設定し、評価と改善のためのしくみを整備しました。 現在、評価に向けたデータ取得を進めており、三重県総合博物館協議会に設置した評価部会における分析や評価を踏まえながら、評価システムとして確立させていきます。

7 地球温暖化対策の取組について

1 現状

本年4月以降、地球温暖化対策指針等の周知を図るなど、三重県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）の実効性を高める取組を進めるとともに、県民及び事業者の地球温暖化問題に関する取組状況を知るため、アンケート調査を実施しました。

（1）地球温暖化対策推進条例の周知

事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制する具体的な取組を記載した指針（事業者地球温暖化対策指針）を本年4月に作成し、県が主催したキックオフセミナーや省エネセミナー、県内各商工会議所や商工会における条例勉強会、事業者訪問などを通じて、これまで、約700事業者等に条例の周知を図っています。

セミナー等の名称	対象者数
キックオフセミナー（地球温暖化の現状及び条例について）	108
省エネセミナー（カーボンオフセットの制度や取組状況及び省エネの取組について）	80
県内各商工会議所等での条例勉強会（東員町、四日市市等全5回）	135
四日市地域環境対策協議会等団体における条例勉強会（全7回）	312
事業者訪問	25
地球温暖化防止活動推進員を対象とした研修会	42
計	702

（2）地球温暖化対策に関する普及啓発

県民へは、地球温暖化対策に取り組んでいただけよう、「県政だよりみえ」9月号への掲載を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員による出前講座（受講者2,851名8月末）を行うなど、普及啓発に取り組んでいます。

また、地球温暖化防止対策を実践する契機として、また省エネ・節電の取組として、7月7日、7月16日、8月20日に一斉にライトダウンを実施しました。

- ・参加事業所 164（市町含む）
- ・削減された電気量 9,886 kWh（約1,000世帯の一般家庭が1日に使用する量）

（3）三重県気候変動影響レポート

県民や事業者に地球温暖化に関係が深いと言われる気候変化の三重県の現状について知っていただき、引き続き、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出削減に取り組んでいただくとともに、気候変化に対処する必要性を理解いただくため、9月に気候変動レポート（案）をとりまとめました。

同レポートでは、「津における年平均気温は、100年につき 1.57°C 上昇している」現状など本県での気候変化の状況、その気候変化により生じている影響、さらに、気象庁の予測情報による将来の気候変化をとりまとめています。今後、県民に広く情報提供していく予定です。
(詳細は別冊2-1参照)

(4) 地球温暖化問題に対する県民・事業者への意識調査

県民及び事業者の地球温暖化問題に関する意識や行動を知ることで、今後の地球温暖化対策の推進に役立てる目的として、今年6月に、意識調査を実施しました。

対象 県民 1,181人 (回答 860人 回答率 72.8%)

事業者 1,000事業所 (回答 607事業所 回答率 60.7%)

(詳細は別冊2-2参照)

2 課題

県では、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいますが、その排出削減の取組(緩和)とともに、すでに現れている地球温暖化による影響と考えられる事象に適切に対処していくこと(適応)も必要であり、両輪として取り組む必要があります。

また、県民・事業者への意識調査結果をとりまとめたところ、地球温暖化対策に取り組みたいという回答について高い結果(県民 92.5%、事業者 78.4%)が得られるとともに、次の課題が浮き彫りになりました。

(1) 情報提供の充実

新聞、マスコミ等で地球温暖化の進行やそれと関連付けて伝えられる自然災害などの情報が増えてきたこともあり、アンケート調査でも県からの情報提供が求められています。地球規模や日本規模だけでなく、三重県における温暖化情報の提供を充実するとともに、現在、環境省を中心となり各省庁と連携し平成27年夏までに、各分野(食料、災害、健康等)の温暖化への適応を組み込んだ適応計画を策定するなど、温暖化に関する調査研究が進められていることから、こうした点からの情報提供も行う必要があります。

(2) 省エネ等に関する事業者への支援

事業者では、地球温暖化防止対策に重要と考えられる取組として、省エネ機器の導入を最も重要と考えていることがアンケート調査から明らかになりましたが、導入にあたって初期コストの高さが障害になっており、県に期待することとして、省エネ設備・機器導入への支援が最も高く(65.4%)なっています。

(3) 環境教育の推進

アンケート調査によると、県民では地球温暖化対策の取組として、環境学習への参加(18.6%)が最も低いことが明らかになるとともに、県に期待する取組として、環境教育への期待(61.2%)が最も高いことから、地球温暖化防止活動推進センターや環境学

習情報センターを中心に環境教育を充実させる必要があります。

(4) カーボンオフセットの推進

地球温暖化対策の取組の一つとして、省エネ活動による温室効果ガスの排出量削減や吸收源となる森林の保全・整備による二酸化炭素吸収量をクレジット化し、排出削減が困難な事業者などがそのクレジットを購入することで、自らの排出量を埋め合わせるカーボンオフセットがありますが、アンケート調査によると事業者のカーボンオフセットの取組は7.7%と極めて低い結果となっています。また、県内で創出されたクレジットのうち、約4割しか活用されていないことから、クレジットの創出（排出量削減の取組など）が進んでいない状況となっており、その取組を進める必要があります。

(5) マイカー通勤の削減取組

アンケート調査によると、事業者の地球温暖化対策の取組のうちマイカー通勤の削減取組が7.3%と取組中最も低いことから、マイカー通勤を減らす必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 情報提供の充実

今後、国の動向を見極めつつ、三重県における温暖化による気候の変化への対応や適応策を探るため、知見をもつ専門家を交えた調査・研究の場をつくるとともに、県民に対し、地球温暖化に関する必要な情報を提供していきます。

(2) 省エネ等に関する事業者への支援

事業者の省エネを促進するため、県内中小事業者を訪問し、事業所における設備の導入や補助金等の支援策についてアドバイスを行う省エネコーディネーターの設置などを検討していきます。

(3) 環境教育の推進

環境教育については、地球温暖化防止活動推進員による出前講座の充実や環境学習情報センターにおける地球温暖化に関する学習メニューを増やすなど充実を図っていきます。

(4) カーボンオフセットの推進

事業者や市町に対し、カーボンオフセットの制度やその取組事例に関する情報を提供するため、各地で説明会を開催するとともに、県内で創出されたクレジットが活用されるようマッチングイベントの開催などを検討していきます。

(5) マイカー通勤の削減取組

マイカー通勤者のエコ通勤者を増やすため、関係団体と連携した取組を検討していきます。

8 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告等について

1 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

三重県人権施策基本方針に基づき、第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランに掲げる各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめました。

(1) 年次報告の主な構成

年次報告は、第二次行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策(16施策)ごとに、次の項目により構成しています。

- ① データからみた状況、関係法令等の動き
- ② 現状と課題
 - ア 国連・国・他の都道府県の状況
 - イ 三重県の状況（県の主な取組状況、多様な主体による取組状況（民間、市町の取組事例））
- ③ 今後の取組方向

(2) 2014(平成26)年度版 年次報告の概要

① 各施策体系における取組状況等（主なもの）

ア 人権が尊重されるまちづくりのための施策

多様な主体と連携・協働して「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用し、地域が自主的に開催する研修会に講師やアドバイザーを派遣しました。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動を展開し、制度のさらなる浸透を図りました。

【課題】人権が尊重される社会の実現には、市町はじめ関係機関と連携し、県事業の活用等を通じて、人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域や団体等の拡大を図っていくことが必要です。

イ 人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進については、県人権センターを拠点として、テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した感性に訴える啓発、県民参加型啓発、スポーツ組織との連携による啓発事業等、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開しました。

人権教育の推進については、県教育委員会において、教職員を対象とした人権教育の推進に係る研修会等を実施するとともに、指導主事の訪問指導等を通じた人権教育カリキュラムの普及、人権教育推進協議会の活性化及び子ども支援ネットワークの構築等に取り組みました。

【課題】県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくためには、多くの県民が啓発の機会を得られるよう、啓発手法を工夫し啓発活動に取り組むことが必要です。また、人権教育については、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるため、学校教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実を図ることが必要です。

ウ 人権擁護と救済のための施策

人権に関するさまざまな相談に対応するため、県人権センターにおいて、人権に関する相談窓口を設け、相談者の立場に立った相談に応じるとともに、相談員等を対象とした人権に関わるスキルアップ講座等を開催し、相談員相互の連携・交流を促進しました。

また、さまざまな人権侵害に対応するため、児童虐待防止については、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、地域における児童虐待防止の気運を高めることをめざし、街頭啓発や講演会の開催等に取り組みました。

さらに、DV事案については、複雑化、深刻化していることから、女性相談員等の資質向上に向けた研修を充実させるなど、より適切な相談対応ができるように取り組みました。

【課題】多様化する人権相談に対応するため、県人権センターだけでなく、各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携を強化していく必要があります。

エ 人権課題のための施策

同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者など個別の人権課題の解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・平成25年4月に「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定するとともに、業界団体と連携した同和問題にかかる啓発の実施
- ・「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、「三重県いじめ防止基本方針」を平成26年1月に策定。また、いじめ電話相談窓口の周知や啓発リーフレットの配布などの取組を推進
- ・県男女共同参画センターにおいて、女性のエンパワーメント講座や地域リーダー養成講座、男性の意識改革を図る講座等を開催するなど、男女共同参画意識の啓発を実施
- ・障がい者の社会参画を促進するため、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催、手話通訳者の養成、障がい別の生活訓練、各種障がい者スポーツ教室等の実施
- ・「認知症サポーター」の養成や、認知症コールセンターでの相談対応による認知症高齢者とその家族への支援を実施
- ・外国人住民への情報提供・相談対応や、日本語指導ボランティアを育成するための研修会を開催。また、大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修や避難所訓練を実施

【課題】背景や問題点の異なる個々の人権課題に対応するため、さまざまな主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

② 今後の主な取組方向（平成 26 年度以降）

ア 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりが県内全域で推進されていくよう、講師派遣等の支援地域及び団体等の拡大、地域のニーズに対応した助言、研修等支援を実施します。

イ 人権意識の高揚のための施策

県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動に移していくことを目標として、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう、時間や場所にも配慮して多様な機会を提供するなど啓発手法を工夫しながら実施します。

また、人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、家庭、地域が連携し、子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るための取組を実施します。

ウ 人権擁護と救済のための施策

人権に関わる相談員等の資質の向上を図るための講座や、相談員相互のネットワーク形成のための相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供します。

エ 人権課題のための施策

児童や高齢者等への虐待、いじめ、体罰の問題等、重大な人権侵害への対応や未然防止策の速やかな実施に努めるとともに、関係部局をはじめさまざまな主体と連携・協力し取組を推進します。

(3) 今後の予定等

三重県人権施策審議会（9月 12 日開催）において、平成 25 年度の年次報告を行い、今後の取組についてご意見をいただきました。

今後、同年次報告を県ホームページに掲載し、県民への周知を行うとともに、冊子を市町や国等関係機関に配布し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民、NPO・団体、企業などさまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

2 「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の改定について

（1）「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」について

平成 9 年 10 月に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための指針として、平成 11 年 3 月に「三重県人権施策基本方針」を策定しました。

平成 18 年 3 月には、人権をめぐる社会状況の変化や策定後 8 年間の取組の成果と課題をふまえ、今後の取組方向を明確にするため、第一次改定を行いました。

（2）「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の見直しについて

① 人権をめぐる社会状況の変化

いじめや体罰、児童虐待など子どもの人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題などが発生しており、また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者・パートナーからの暴力などに対する社会的関心の高まりなど人権をめぐる社会状況の変化をふまえて人権施策を推進していく必要があること。

② 進捗状況の検証、基本方針の見直し

基本方針（第一次改定）第 3 章の 3 に「基本方針の見直し」として、「概ね 10 年後の 2015（平成 27）年をめどに見直しを行う」ことが明記されており、これまでの取組を検証し、基本方針の見直しを行う必要があること。

また、平成 25 年に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」等をもとにした人権に関する意識の状況を人権施策に反映させる必要があること。

以上のことから、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を平成 27 年度に見直し、平成 28 年度から次期基本方針と新たな行動プランをスタートさせたいと考えています。

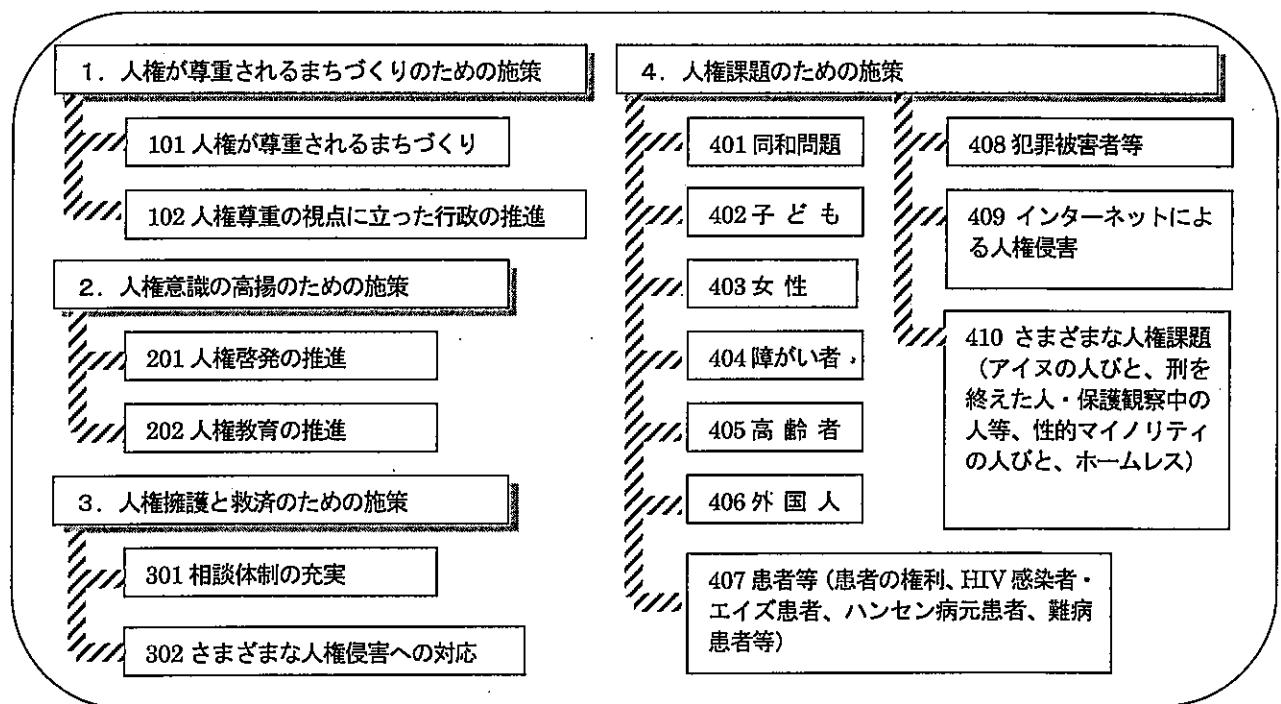
〈参考〉 今後のスケジュール案

時 期	事 項
平成 27 年 1 月～2 月	三重県人権施策審議会 骨子案の検討
平成 27 年 3 月	環境生活農林水産常任委員会 骨子案
平成 27 年 5 月～6 月	三重県人権施策審議会 中間案の検討
平成 27 年 6 月	環境生活農林水産常任委員会 中間案
平成 27 年 6 月～7 月	パブリックコメント
平成 27 年 8 月～9 月	三重県人権施策審議会 最終案の検討
平成 27 年 10 月	環境生活農林水産常任委員会 最終案
平成 27 年 11 月	平成 27 年第 2 回三重県議会定例会 11 月定例月会議 議案提出

「人権施策基本方針（第一次改定）」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要について

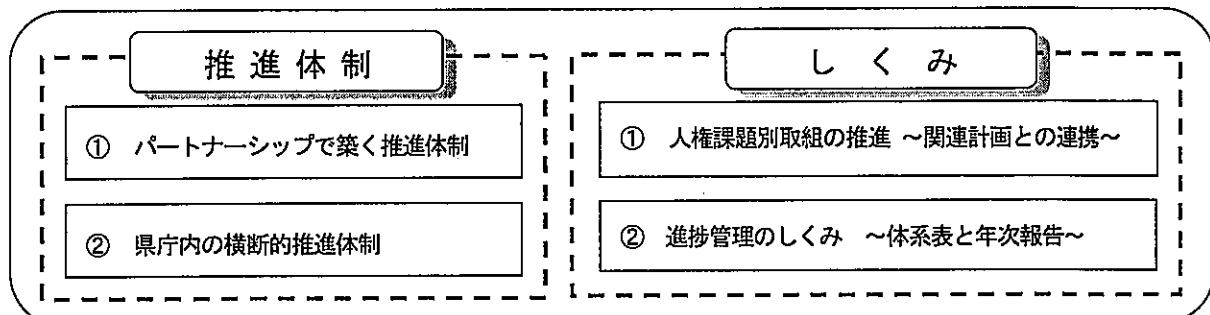
1 人権施策基本方針（第一次改定）について

- 平成 18 年 3 月第一次改定（前基本方針は平成 11 年 3 月策定）
 - 「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成 9 年 10 月）に基づき作成された基本計画
- 計画期間：平成 18 年度から概ね 10 年後をめどに見直し
- 「基本理念（めざす社会）」と「めざす社会の実現に向けた基本的な考え方」
- 人権施策基本方針における人権施策体系



2 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

- 「人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、具体的な取組（プラン）と推進体制等について定める（平成 23 年 3 月策定）。
- 計画期間：平成 23 年度～平成 26 年度
- 人権施策の推進体制としくみ



9 三重県男女共同参画施策の年次報告について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、第2次三重県男女共同参画基本計画の各施策の実施状況等について、年次報告として取りまとめました。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、県の自己評価と第2次基本計画の基本施策ごとの事業実施概要等で構成しています。

- (1) 県の自己評価（平成26年度版成果レポートのうち施策212）
- (2) 三重県における男女共同参画の現状
- (3) 平成25（2013）年度事業実施概要
- (4) 資料（第2次基本計画第一期実施計画で設定した目標値、参考データの推移、平成25年三重県男女共同参画審議会による提言・評価に対する取組状況等）

2 第2次基本計画における各基本施策の平成25年度の現状と主な取組概要

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現 状	主な取組概要
政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいますが、水準は依然として低く、未だ十分とは言えない状況です。また、多くの市町においては基本計画等が策定されるなど、進展がみられますが、市町によって取組に差があります。	県庁内各部局へ県附属機関等の委員への積極的な女性登用を要請するとともに、市町主管課長会議等において、市町審議会等への女性登用を働きかけました。また、各市町の基本計画の推進や策定等を支援しました。

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

現 状	主な取組概要
平成25年度に実施した県のe-モニター調査によると「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について4割を超える人が肯定的に考えており、未だ男女共同参画意識が十分に浸透していない状況です。	三重県男女共同参画センター（「フレンテみえ」）において、男女共同参画フォーラムの開催や情報誌の発行、各種講座・セミナーの開催などを通じて、男女共同参画意識の普及を図りました。

III 働く場における男女共同参画の推進

現 状	主な取組概要
平成25年度に実施した「三重県内事業所労働条件等実態調査」によると、女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合は年々増加していますが、3割弱にとどまるなど、男女共同参画の実現については、十分とは言えない状況です。	より多くの企業等の自主的な取組の推進を図るため、「男女がいきいきと働いている企業」として88法人を認証企業に決定し、その中から特に意欲的な取組を行っている5法人に知事表彰を行いました。

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

現 状	主な取組概要
育児や介護等の多くは、職業の有無に関わらず、依然として女性が担っている現状があります。また、地域における防災対策では、災害時においても平常時においても、男女共同参画の視点を入れた取組を進める必要があります。	三重県男女共同参画センター（「フレンティミえ」）において、男性の家庭・地域等への参画を啓発する「男性講座」を開催しました。また、女性に限定した「みえ防災コーディネーター」の新規育成を行うなど、家庭や地域における男女共同参画の取組を推進しました。

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

現 状	主な取組概要
平成25年度に実施した県のe-モニター調査によると、DV被害について、被害者支援の相談機関をはじめ、家族、友人など「どこ（だれ）かに相談したことがある」と回答した人の割合は、女性で24%、男性で13%となっており、多くの被害者が自ら助けを求めることがほとんどできなかった状況です。	DV被害者に対する相談、緊急一時避難・通訳派遣・同行支援等の保護、自立支援を実施するとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」を策定しました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における街頭啓発やセミナーの実施、DV相談先カードの配置、デートDV防止パンフレットの配布等に取り組みました。

3 今後の取組方向

(1) 男女共同参画施策の総合的推進

「第一期実施計画」に基づく施策・事業が男女共同参画の視点を持って実施されるよう各部局に働きかけ、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、さまざまな意思決定の場への女性の参画を推進します。

(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の審議会等委員への女性登用を進めるため、さまざまな場を通じて委員への女性登用の継続的な取組を強く働きかけていきます。また、市町主管課長会議等を通じて市町審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけ、各市町が必要とする支援を行っていきます。

(3) 男女共同参画に関する意識の普及

三重県男女共同参画センター（「フレンテみえ」）との連携を密にし、センターにおいてさまざまな事業を実施することで、広く男女共同参画意識の普及を図ります。

(4) 働く場における男女共同参画の推進

家庭と職場の両立等に取り組む企業を「男女がいきいきと働いている企業」として表彰・認証するとともに、今後も表彰・認証制度の周知を図ることで、男女が働き続けることができる環境づくりを支援していきます。

(5) 家庭・地域における男女共同参画の推進

三重県男女共同参画センター（「フレンテみえ」）において、男性の地域・家庭等への参画を促すために、効果的な啓発を図ります。

また、女性の視点に立った災害対応が図られるよう、女性を中心とした防災人材・防災リーダーの育成に取り組んでいきます。

(6) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

市町や関係機関・団体等と連携し、DVの未然防止や若年層の予防等に取り組むとともに、DVをはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、女性に対する暴力防止啓発セミナー等の開催や高校等への出前講座等を実施していきます。

(7) 女性の活躍推進

女性の活躍推進については、8月4日に「みえ女性活躍推進連携会議」を設置し、地域経済団体等関係者と連携して、県内の企業・団体等における女性の登用・活躍の推進と男女がいきいきと働く職場づくりに取り組む機運の醸成を図っています。

今後は、さらなる女性の活躍推進に向けて、11月には「女性の大活躍推進三重県会議」を立ち上げ、各企業・団体等における女性の活躍推進の取組を「見える化」してムーブメントを創出し、女性が活躍できる環境整備を進めています。

【参考資料1】

第一期実施計画における基本施策の指標一覧

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の登用率	(平成25年度) 24.9%	28.7%

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎男女共同参画フォーラムの男性参加率	(平成25年度) 32.4%	45.0%

III 働く場における男女共同参画の推進

III- I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	(平成25年度) 29.3%	27.0%

III- II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(平成25年度) 1.93人	2人以上

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
自治会長の女性割合	(平成25年度) 2.8%	3.0%

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V- I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎健康寿命	(平成24年) 男77.4歳 女80.2歳	(平成26年) 男78.1歳 女81.5歳

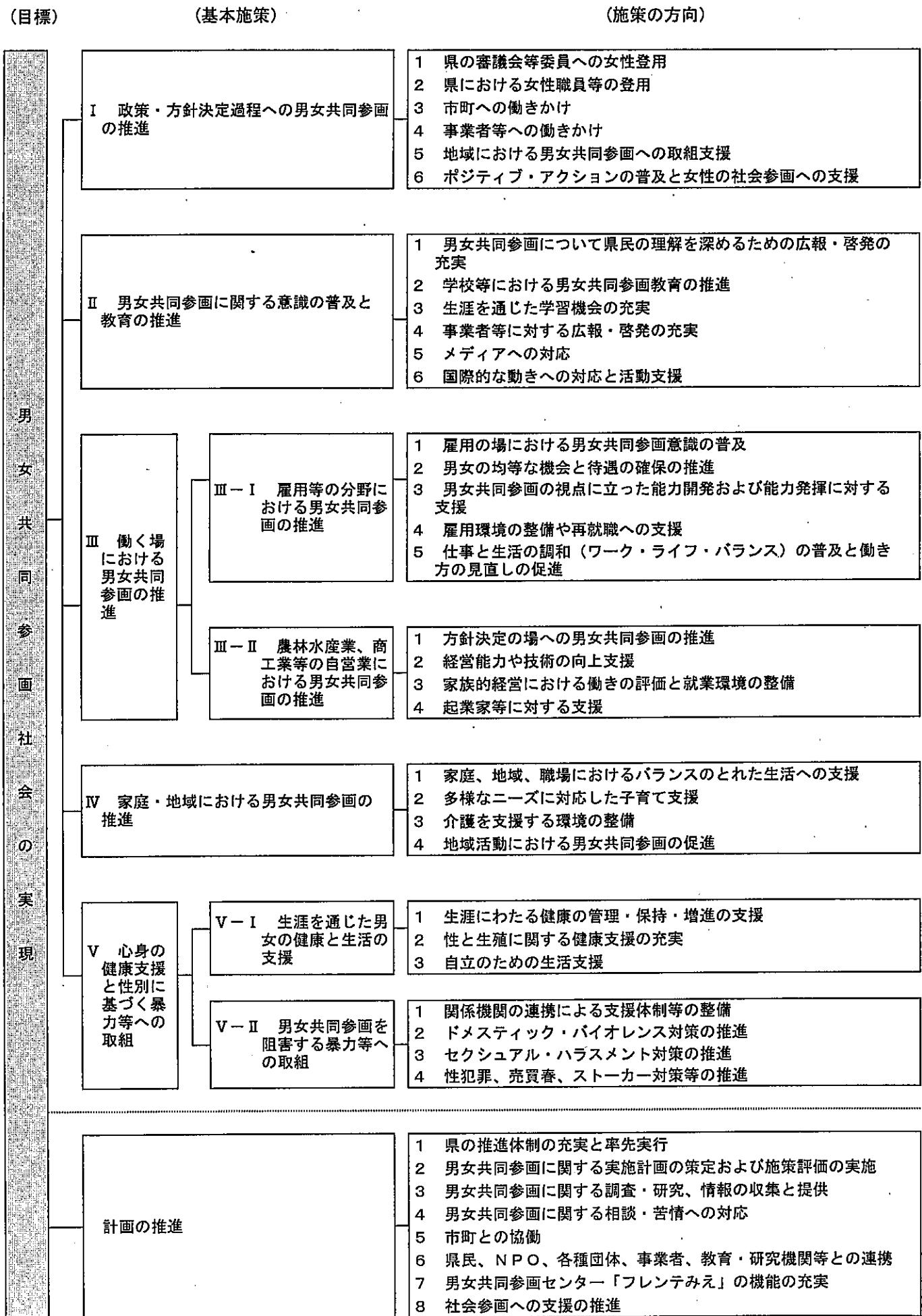
V- II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	実績値	目標値（平成27年度）
◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	(平成25年度) 18か所	24か所

◎・・・「みえ県民力ビジョン・行動計画」における目標項目

【参考資料2】

第2次三重県男女共同参画基本計画の体系



10 次期三重県消費者施策基本指針の策定に向けた基本的な考え方について

1 三重県の消費者施策について

(1) 三重県の消費者施策の推進

三重県消費生活条例第3条の規定により、県は、「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする」としています。

県では、これに基づき作成した第2次三重県消費者施策基本指針（平成23年4月～平成27年3月）および「みえ県民力ビジョン」により、消費者施策を進めています。

(2) 消費者施策を取り巻く国等の動向

この間、平成24年12月には、消費者が時代や状況に応じた適切な行動をとるための教育（消費者教育）について規定した「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」が施行され、消費者教育推進計画の策定が求められることとなりました。

また、旅館・ホテルなどの不適切表示などの問題のほか、食の安全・安心を脅かす問題が多発したことから、今年6月に「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」が改正（施行は公布から6ヶ月以内）され、これまで消費者庁に限定されていた措置命令や、合理的根拠提出要求の権限が都道府県に付与されるなど、県の権限が強化されることになりました。

併せて、高齢者等をターゲットにした悪質商法が巧妙化・複雑化し、県民の暮らしにかかわる問題が後を絶たないことから、「消費者安全法」が改正（施行は公布から2年以内）され、地域における見守りの強化・相談員の質の確保が図られているところです。

2 第2次三重県消費者施策基本指針に基づく施策の成果と課題

第2次消費者施策基本指針での成果と課題は次のとおりです。次期指針においてはこれらの成果と課題をふまえて取り組んでいきます。

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立支援

① 消費者の安全・安心の確保に向けた事業者への指導の徹底

消費者関連法に基づく立ち入り検査や研修を実施しました。今後とも消費者の安全・安心確保のため、引き続き適切に実施していく必要があります。また、食の安全・安心を脅かす事案が次々と発生したことから、事業者に対する監視指導を徹底する必要があります。

② 消費者教育等の推進

消費者教育については、県立高等学校においては、授業だけでなく学校家庭クラブにも消費者教育に関する活動を広げることができました。今後はさらに、小・中学校や他の様々な世代や場に応じた消費者教育を進める必要があります。また、自主的・合理的な消費生活を送るため、効果的な啓発活動を行う必要があります。

③ 消費者の意見の反映

消費者の意見の施策への反映のため、「みえ・くらしのネットワーク会議」を活用して事業者や消費者団体等と情報交換を進めてきました。今後は「みえ・くらしのネットワーク会議」参加団体等の拡大に取り組み、さらに様々な消費者の意見を施策へ反映させていく必要です。

④ 消費者被害の防止・救済

消費者の被害救済や苦情処理に関しては、弁護士による専門相談や多重債務者への相談やあっせんを実施してきましたが、消費者被害が複雑化してきているため、消費生活相談を充実させるなど、さらなる被害防止に努める必要があります。

(2) 国、地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者施策の実効性の確保・向上

消費者行政活性化基金事業を活用し、市町事業への支援を実施した結果、新たに相談員を設置した町が増えました。今後も引き続き支援を行う必要があります。また、県域を超えた被害に対応するため、近県との連携を強化する必要があります。

(3) 経済社会の発展への対応

環境に配慮した取組や高度情報通信社会、国際化の進展に対しては、適切な情報提供や相談対応を実施してきましたが、今後、社会の発展とともに、時代に応じた的確な対応が求められてきています。

3 次期三重県消費者施策基本指針の策定について

現指針の成果と課題を検証のうえ、国の動向等をふまえて、次期指針を策定いたします。

(1) 計画期間

平成27年4月～平成32年3月（5年間）

(2) 指針（案）の概要

次の柱をもとに、消費者施策を推進します。なお、指針（案）の概要は別表のとおりです。また、このうち②の「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を消費者教育推進法における消費者教育推進計画として位置付けます。

<指針（案）の柱>

- ① 消費者の安全・安心の確保
- ② 自主的かつ合理的な消費活動の支援（消費者教育推進計画）
- ③ 消費者被害の防止・救済

（3）検討体制

① 審議会等における検討および推進体制

府内会議である三重県消費者行政推進会議での協議後、三重県消費生活対策審議会、同審議会部会（地域協議会）において審議いただくとともに、県議会環境生活農林水産常任委員会に報告します。

なお、昨年度の「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」等の改定との整合性を図るほか、関係部局と連携して取組を進めます。

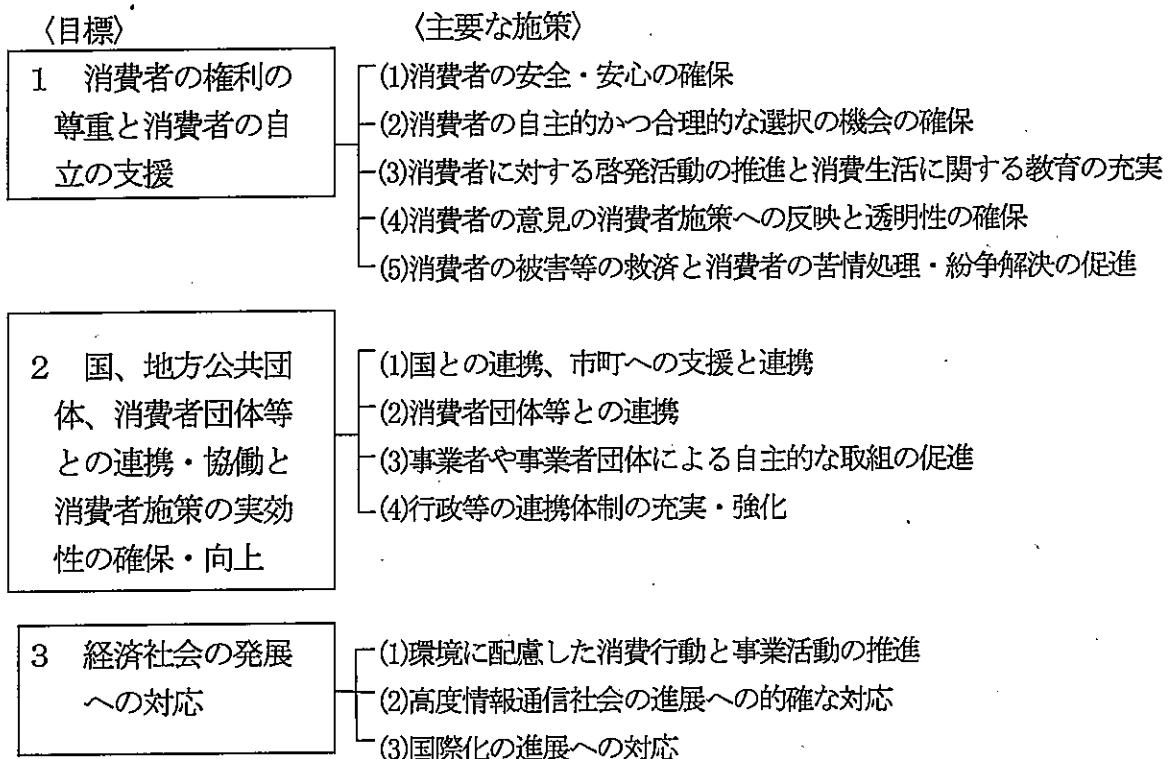
② 県民および関係団体からの意見聴取

パブリックコメント、関係団体への意見照会を行い、指針に反映させます。

4 今後の予定

平成26年11月中	消費生活対策審議会（中間案審議）
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案）
平成26年12月	パブリックコメントの実施・結果の公表
～平成27年1月	
2月	消費生活対策審議会（最終案審議）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案）
4月	次期三重県消費者施策基本指針の公表

第二次三重県消費者施策基本指針の体系



三重県消費者施策基本指針(案)構成イメージ

別表

1 指針策定の考え方

- (1)指針作成の趣旨
- (2)策定の視点
- (3)計画期間(平成27年度～平成31年度 5年間)
- (4)進行管理
- (5)県の総合計画「みえ県民力ビジョン」との関係
- (6)基本指針の体系

2 消費者を取りまく現状と課題

- (1)社会経済状況の変化
- (2)三重県における消費生活相談の状況
- (3)三重県における消費者教育の現状(調査実施予定)

3 消費者施策の具体的展開

消費者の安全・安心の確保

- 法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組等
- (1)食の安全・安心の確保(食品の生産から消費までの一貫した監視・指導システムの確立の確保)
 - ・農林水産・健康福祉・環境生活分野の連携による取組
 - ・食品衛生法
 - ・JAS法
 - ・米トレサビリティ法
 - ・景品表示法
 - ・健康増進法
 - ・GAP、食の信頼向上アドバイザー等
 - (2)製品等の安全の確保
 - ・消費生活用製品安全法
 - ・家庭用品品質表示法
 - ・住宅品質確保法など
 - (3)取引の安全の確保
 - ・特定商取引法
 - ・割賦販売法など
 - (4)表示・計量の適正化
 - ・景品表示法
 - ・JAS法
 - ・食品衛生法
 - ・健康増進法
 - ・計量法など
 - (5)生活関連物資の安定供給
 - ・生活関連物資等の買占め及び売値しづにに対する緊急措置に関する法律

自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

- 消費者市民社会形成に寄与するための消費者教育の体系的・効果的な推進と実践的能力の育成
- (1)ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施(イメージマップ)
 - (2)消費者の特性・場の特性に応じた教育
 - (学校)
 - ・学習指導要領の趣旨の周知・徹底、各教科における消費者教育の充実
 - ・教育課程等を踏まえた消費者教育、情報提供等
 - ・教員等の人材育成
 - ・消費者教育用教材等の作成・活用
 - (地域・職域)
 - ・消費生活センター等における推進・拠点化
 - ・高齢者・障がい者等の見守り
 - (家庭)
 - ・社会教育施設、PTA等への情報提供等
 - (職域)
 - ・顧客の声を生かした情報提供、従業者への情報提供
 - (3)多様な主体間との連携
 - ・国・県・市町・消費者団体・事業者団体との連携による効果的な実施
 - (4)環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携
 - (5)消費生活情報の提供、発信

消費者被害の防止・救済

- 様々な主体が参画した相談体制や見守り体制の確立
- (1)県消費生活センターの相談機能の充実
 - ・消費生活相談員の資質向上
 - ・日曜相談
 - ・顧問弁護士制度
 - ・苦情処理委員会
 - (2)市町の相談体制充実に向けた支援
 - ・消費生活相談員の資質向上
 - ・県相談員による技術的支援
 - ・広域的連携の調整
 - (3)多重債務者問題への対応
 - ・多重債務者対策協議会による連携
 - (4)消費者事故情報の迅速な収集・提供
 - (5)事業者指導の強化
 - ・表示の適正化、商取引の適正化、製品等の安全の確保
 - (6)判断能力が十分ではない高齢者等への支援
 - ・景品表示法
 - ・特定商取引法など
 - ・近隣県、関係機関との連携による指導
 - ・東海4県悪質事業者対策会議
 - ・東海4県広告表示等適正化推進会議

4 消費者行政の総合的・効果的推進

- (1)消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保
 - ・消費生活に関する消費者等の意見の把握
 - ・消費者施策に関する透明性の確保
- (2)国との連携・市町への支援と連携
- (3)行政等の連携体制の充実・強化
 - ・府内連絡体制の充実

1.1 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定について

1 現状

（1）国の動き

環境省は、東日本大震災の発生を契機に、過去の大規模災害の経験と知見を踏まえた「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を策定し、県及び市町が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめ、県及び市町に災害廃棄物処理計画の策定を求めています。また、国土強靭化施策の一環として、巨大地震の発生に伴う大量の災害廃棄物の円滑な処理を行うため、一連の処理フローを総括的に示した「巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」の中間とりまとめを平成26年3月に公表しました。

これに基づき、平成26年度以降、全国及び環境省の地方環境事務所単位を基本として災害廃棄物処理体制の構築に向けた具体的な検討を進めています。

（2）三重県の取組

三重県では、「三重県地震被害想定調査（平成26年3月）」を基に、県内の民間事業者、市町等の既存施設における処理可能量を試算し、災害廃棄物推計発生量をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）」（以下「県計画」という。）の策定作業を進めています。

また、平成26年3月に策定した「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を基に、各市町と個別協議を行うなど市町の災害廃棄物処理計画（以下「市町計画」という。）の策定支援を行っています。

2 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）

（1）計画の概要

県計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」の中間とりまとめをふまえ、「三重県地域防災計画」、「市町計画」と整合を図り、災害により甚大な被害が発生した市町に対して、広域処理に向けた調整や応援協定の円滑な運用など、県が行うべき役割等を定めます。

（2）計画の特徴

広域的な災害時のがれき等の処理は、被災地の復旧・復興に向けた第一歩として、迅速に実施することが重要です。そのため、県計画では、市町が実施する災害廃棄物処理に対して支援を行う「災害廃棄物処理基本対策」と、甚大な被害が発生した場合に、市町からの事務委託等により県が主体となり処理を行う「災害廃棄物処理特別対策」とに区分し、市町の被災の状況に応じた県の即時対応について定めます。

県計画の主な特徴は以下のとおりです。

① 災害廃棄物処理基本対策

地震災害だけでなく風水害等の自然災害に伴い発生する災害廃棄物について、市町が適正かつ迅速な処理を行えるよう、各種応援協定に基づく関係機関等との調整や市町による仮置場の運営管理、分別・処理・再生利用にかかる技術的助言などの具体的な方策を定めます。

② 災害廃棄物処理特別対策

巨大地震等により、行政機能が低下するなど、市町に甚大な被害及び膨大な量の災害廃棄物が発生した場合に、被災市町からの事務委託等により、県が主体となり迅速に災害廃棄物の処理が行えるよう、仮設処理施設の設置や広域処理の調整などの具体的な方策を定めます。

③ 民間事業者の活用

災害廃棄物は、一般廃棄物として市町に処理責務がありますが、木くずやコンクリート、土砂等が混合しているなど、市町が平常時に処理している一般廃棄物とは、その性状や組成が大きく異なることから、その処理を市町の施設だけで対応することは困難です。

東日本大震災では、廃棄物処理業者や土木建設系の事業者等との連携が災害廃棄物処理において大きな役割を果たしたことから、関係する民間事業者団体等との協議の場を設置し、協力・支援体制の検討を行い県計画に反映します。

④ 人材育成と教育訓練

災害廃棄物処理計画が有効に活用されるためには、災害廃棄物処理に精通し、現場状況に即応できる柔軟な発想力と決断力のある人材の確保が求められることから、災害時マネジメント力を育成するための研修等を実施します。

また、県計画の実効性を高めるため、県と応援協定を締結している民間団体や市町等と図上訓練等を実施します。

3 今後の予定

県計画の策定については、市町、学識者、県関係機関等の意見をふまえて策定します。

平成 26 年 11 月

県計画中間案作成

- ・学識者意見照会
- ・県関係機関、市町意見照会

平成 27 年 2 月

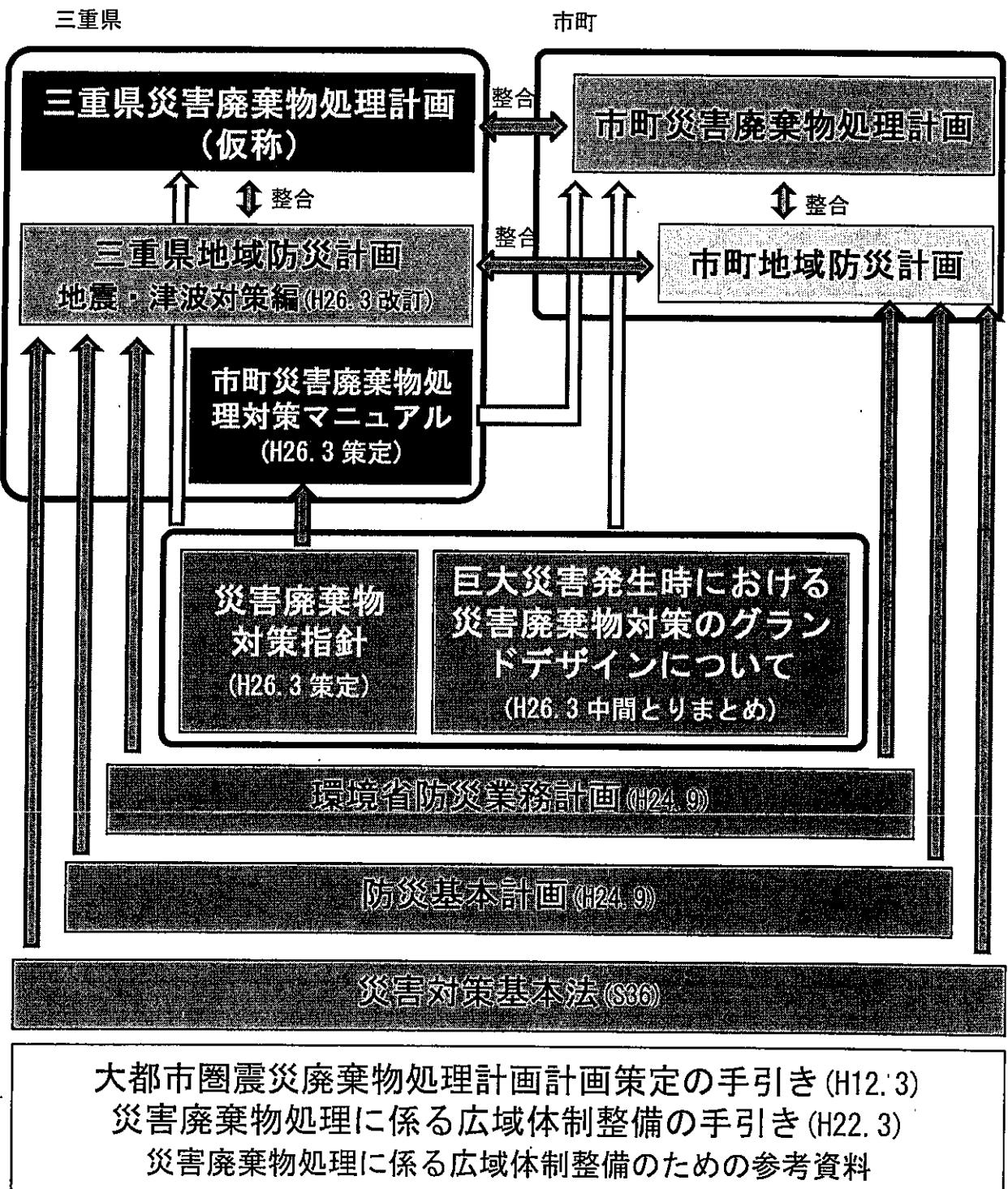
県計画最終案作成

- ・学識者意見照会
- ・県関係機関、市町意見照会
- ・環境審議会報告

平成 27 年 3 月

県計画策定

(参考資料 1) 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ



(参考資料2) 市町別災害廃棄物等発生量推計

(単位:千t)

市町名	過去最大クラスの南海トラフ地震		内陸直下型地震		H24年間排出量
	災害廃棄物	津波堆積物	災害廃棄物	想定地震	
桑名市	500	1,700	2,100	養老桑名四日市	50
いなべ市	—	0	400	養老桑名四日市	13
木曽岬町	200	700	90	養老桑名四日市	2
東員町	—	0	300	養老桑名四日市	7
四日市市	200	800	5,100	養老桑名四日市	103
菰野町	—	0	100	養老桑名四日市	13
朝日町	10	60	200	養老桑名四日市	2
川越町	100	300	300	養老桑名四日市	3
鈴鹿市	60	400	1,200	養老桑名四日市	67
亀山市	10	0	200	養老桑名四日市	19
津市	300	1,600	2,200	布引山地東縁	102
松阪市	300	2,000	1,500	布引山地東縁	56
多気町	10	0	60	布引山地東縁	5
大台町	10	0	10	布引山地東縁	5
明和町	90	800	30	布引山地東縁	8
伊勢市	800	2,200	100	布引山地東縁	52
鳥羽市	200	400	—	—	11
志摩市	400	1,000	10	布引山地東縁	22
玉城町	20	0	10	布引山地東縁	5
度会町	10	0	—	—	3
南伊勢町	300	700	10	布引山地東縁	5
大紀町	70	60	10	布引山地東縁	3
伊賀市	10	0	400	頓宮	27
名張市	—	0	20	頓宮	22
尾鷲市	300	300	—	—	9
紀北町	400	400	10	布引山地東縁	9
熊野市	70	100	—	—	7
御浜町	60	90	—	—	3
紀宝町	40	30	—	—	7
合計	4,600	14,000			637

※「—」は5,000トン未満

内陸直下型地震 「養老桑名四日市」 ··· 「養老一桑名一四日市断層帯」
 「布引山地東縁」 ··· 「布引山地東縁断層帯(東部)」
 「頓宮」 ··· 「頓宮断層」

(出典: 「三重県地震被害想定調査(平成26年3月)」)

(参考資料3) 三重県災害廃棄物処理計画(仮称)の骨子案

I 総則

1 基本的事項

計画の趣旨、対象となる災害や処理の基本方針など、県計画の基本的事項を定めます。

2 組織体制・指揮命令系統

災害時、迅速に適切な初期対応が可能となるよう、発災時の動員、配置計画、指揮命令系統等を定めます。

3 情報収集・連絡

災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するための情報収集及び連絡体制を定めます。

4 協力・支援体制

県内市町、廃棄物処理事業者等と災害時の連絡・相互協力体制を定めます。

5 人材育成と教育訓練

災害時に収集した情報を的確に分析整理し、迅速に廃棄物処理を実行することができる人材を育成するとともに、計画の実効性を高めるための訓練の実施等を定めます。

II 災害廃棄物処理対策

1 災害廃棄物処理基本対策

市町が処理主体として実施する災害廃棄物処理に関する技術的支援及び各種応援協定の調整などを定めます。

2 災害廃棄物処理特別対策

甚大な被害が市町に発生した場合には、県が処理主体となり、災害廃棄物処理を行う際に必要な事項を定めます。

3 環境対策

災害廃棄物処理に伴う環境影響を防止し、公衆衛生を確保するために必要な事項を定めます。

III その他

1 資料(法令・様式等)

2 その他必要な事項

12 RDF焼却・発電事業について

1 現状

RDF焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町等がRDF化施設を整備し、県は焼却・発電施設を設置・運営をしています。

RDF焼却・発電事業は、一般廃棄物処理を行う市町と県が、緊密な連携を図ることが重要であるため、構成する13市町、5製造団体及び県において、RDF運営協議会を設置し、安全で安定した事業運営や経費節減等の検討に取り組んでいます。

2 取組状況

(1) RDF運営協議会からの松阪市脱退

- ① RDF焼却・発電事業からの松阪市の脱退にあたっては、製造団体と県で構成する理事会での審議に先立ち、RDF焼却・発電事業に参画する全ての13市町で構成する総務運営部会において、平成26年4月から計6回の検討を行いました。
- ② 平成26年8月27日に、理事会で審議・決定し、全市町と県で構成する総会で報告を行い、同市の脱退が認められました。（別添資料参照）
 - ・負担金額 1億9,515万7,935円
 - ・支払期限 平成27年5月29日
- ③ 松阪市は、RDF運営協議会及び香肌奥伊勢資源化広域連合からの脱退に伴う負担金を承諾し、松阪市議会9月定例会に補正予算を上程しました。
(参考) 香肌連合からの脱退負担金 3億8,837万5,000円

(2) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

市町等のごみ処理が円滑に行われるためには、RDF焼却・発電事業の終了となる平成33年度以降も、安全で安定したごみ処理体制が構築されることが重要です。

このため、県としては、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っています。また、国に対しても、ごみ処理施設整備の支援拡充の要望活動を実施しました。

〈市町等における検討状況

① 桑名広域清掃事業組合

平成33年度以降、いなべ市を除く1市2町（桑名市、木曽岬町、東員町）の枠組みで、施設整備することが決まっており、本年度は処理方式や機種選定など、詳細な検討を行っているところです。

② 伊賀市

平成26年3月に同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」から、民間委託の方向性についての答申があり、本年度中を目処に、処理方針の検討を行っているところです。

③ 香肌奥伊勢資源化広域連合

松阪市が脱退した後、3町（多気町、大台町、大紀町）の枠組みで、処理の方向性について検討を行っているところです。一方で、松阪市は、平成27年4月1日からのごみ処理一元化に向けて、新たなごみ処理施設の整備を進めているところです。

④ 東紀州地域

紀北町、南牟婁清掃事業組合においては、2市3町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）による新たな枠組みも含めて、検討を行っているところです。

（3）平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の事業主体

RDF発電・焼却事業は、安全で安定した運営を行うことが最優先であり、29年度以降の運営主体についても、こうした観点から関係部局と検討を進めています。

3 今後の取組

（1）RDF運営協議会における市町等との連携

- ① 平成29年度以降の事業継続に係る課題（RDF以外との経費比較、事業経費節減）については、引き続きRDF運営協議会において、市町等と一体となって検討を進めます。
- ② 松阪市の脱退については、理事会での決議事項が確実に履行されるよう、香肌奥伊勢資源化広域連合と引き続き緊密な連携を図ります。

(2) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等については、それぞれの地域の状況をふまえ、引き続き、市町等と一体となって検討を行うとともに、施設整備あたっての交付金制度の拡充についても、積極的に国へ働きかけていきます。

(3) 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の運営主体

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業運営主体については、引き続き、関係部局で協議し方針を決定していきます。

別添資料

三重県RDF運営協議会理事会決議

平成26年 8月27日

三重県RDF運営協議会からの松阪市の脱退について

三重県RDF運営協議会からの松阪市の脱退について、平成26年1月17日付で締結したRDF焼却・発電事業に係る確認書（以下「確認書」という。）に基づき、総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

1 松阪市の脱退について

三重県RDF運営協議会からの松阪市の脱退は、以下2点を条件に平成27年3月31日付で認めることとする。

- (1) 平成26年度中に、松阪市、多気町、大台町及び大紀町の議会において、香肌奥伊勢資源化広域連合からの松阪市脱退に関する議案が議決されること。
- (2) 平成26年度中に、香肌奥伊勢資源化広域連合の規約変更許可書が三重県から交付されること。

2 脱退に伴う負担金額について

確認書第4条第5項による負担金額は、金195,157,935円とする。

香肌奥伊勢資源化広域連合は確認書第4条第3項に基づき平成27年5月29日までに支払うものとする。

1.3 各種審議会等の審議状況について

(平成26年6月3日～平成26年9月15日)

1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成26年7月30日
3 委員	会長 宗村 南男 委員 藤内 隆志 他10名
4 質問事項	各種学校の廃止認可について 他7件
5 調査審議結果	各種学校の廃止認可他7件について審議され、すべて「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	平成26年8月5日
3 委員	会長 速水 亨 副会長 豊田 長康 委員 秋吉 久美子 他12名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	「新しいみえの文化振興方針（仮称）」答申案について意見交換が行われた。
6 備考	意見をふまえて修正した内容により、平成26年9月4日に知事への答申が行われた。

3 三重県総合文化センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合文化センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成26年8月1日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 川口 節子 委員 伊藤 早苗 他4名
4 質問事項	三重県総合文化センターにおける指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	平成27年4月からの指定管理者を募集する際に必要な「審査基準及び配点表」について審議し、決定された。
6 備考	次回開催日：第2回 平成26年10月10日 第3回 平成26年10月17日

4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成26年6月17日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岡田 香 他6名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画平成26年度アクションプログラムの進捗等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成26年9月18日

5 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成26年9月5日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 田部 真樹子 委員 衛 紀生 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	会長、副会長の選出の後、開館以降の活動と運営状況について意見交換が行われた。 評価部会の設置について承認がされた。
6 備考	次回開催日：平成27年3月4日

6 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成26年8月29日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悅之 委員 伊藤 和美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成26年度美術館事業概要について説明し、美術に関心が低い方へのアプローチ方法、展示・普及事業の企画等にかかる意見をいただいた。
6 備考	次回開催日：平成27年2月～3月頃

7 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成26年 6月24日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 鈴村 恵理 他3名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	温泉土地掘削許可申請（1件）について審議が行われ、許可が適当と認められた。
6 備考	次回開催日：未定

8 三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成26年 9月 8日
3 委員	部会長 田中 晶善 委員 岩田 政司 他2名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	水生生物保全環境基準類型指定案について審議が行われ、審議会への報告案が取りまとめられた。
6 備考	次回開催日：未定

9 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成 26 年 9 月 12 日
3 委員	会長 松井 真理子 会長代理 界外 直樹、高須 幹生 委員 阿尾 隆雄 他16名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの進捗管理や、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の改定等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

10 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	第1部会：平成26年7月9日、8月22日、9月5日 第2部会：平成26年7月14日、8月26日、9月1日 第3部会：平成26年7月22日、8月26日、8月28日
3 委員	会長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委員 伊藤 和子 他17名 (第1部会) 部会長：濱口 和美 他6名 (第2部会) 部会長：前山 都子 他6名 (第3部会) 部会長：川口 節子 他5名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングが実施された。
6 備考	今後の予定：平成26年10月に、各分会の男女共同参画の推進に関する評価（案）をとりまとめる予定。

11 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成26年8月8日
3 委員	会長 鈴木 英敬 三重県知事 会長代理 高沖 芳寿 環境生活部長 委員 福田 泰尚 他15名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	平成25年度三重県交通安全計画実施結果の報告がされた。平成26年度三重県交通安全実施計画案を審議し、承認された。
6 備考	次回開催日：来年度を予定

12 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成26年7月28日
3 委員	会長 西川 幸城 副会長 鈴木 真由子 委員 上井 長十 他11名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	会長の選出後、三重県消費生活対策審議会消費者教育研究部会の委員の変更について承認された。平成25年度における主要施策の実施状況について報告がされたほか、次期三重県消費者施策基本指針の策定についての考え方を審議し、承認された。
6 備考	次回開催日：平成26年11月頃